第4次池田市地域福祉活動推進計画

i－プラン

2017 年度～2022 年度

社会福祉法人　池田市社会福祉協議会

ごあいさつ

住み慣れたところで、地域のつながりを維持しながら自分らしく安心して暮らすことは、私たち共通の願いです。しかし、少子高齢や核家族化がすすみ、雇用情勢等が不安定化する中で、地域のつながりは希薄化し、世代にかかわらず生活困窮、ひきこもり、虐待、孤独死など、社会的孤立を原因とする問題が起きています。

また、近年、福祉関連法制度の改正が相次いでおり、福祉を取り巻く環境は転換期の最中にあります。これらの制度改正に共通して盛り込まれていることは、個々の自治体が地域の実情に応じて創意工夫をこらして実施すること、そして地域住民の参加による支えあいの地域づくりをすすめていくことです。

このような中、地域住民、地域活動団体、関係機関・団体など、地域福祉の推進にかかわるものはどのように行動すればよいのかを、ヒアリングやワークショップを通して様々な方々に話し合っていただき、まとめたのがこの計画です。

今回は、行政計画である第３期池田市地域福計画と策定時期が一致したことから、歩調を合わせ、協議と連携を行いながら計画を策定することができ、名実ともに理念を共有した車の両輪となる計画を策定することができました。

この計画が今後６年間の、地域福祉をすすめる「民」の活動指針として活用していただけることを願っています。

策定にあたりまして、示唆に富んだご提言をいただきました策定委員の皆様、お忙しい中、ヒアリングに応じていただき貴重なご意見をいただきました地域活動団体および関係機関・団体の皆様、地区ワークショップにおいて熱く語っていただいた地区福祉委員の皆様に心よりお礼申しあげます。

平成２９年３月

社会福祉法人　池田市社会福祉協議会

会　長　　平　井　　修　次

第４次　池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン）もくじ

第１章　池田市地域福祉活動推進計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１)これまでの経過
（２)計画の特徴（方向性）
（３)計画策定の方法
（４)地域福祉計画との関係
（５)計画期間
３．第３次計画の評価と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２章　計画の基本的な考え方

１．基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２．基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第３章　計画の取り組み

基本目標１

出会い　つながり　支えあい　みんなが主役の地域をつくります

１．出会いとつながりの場をつくります　・・・・・・・・・・・・・・・１２
２．小地域での支えあいのしくみをつくります　・・・・・・・・・・・１５
３．地域ぐるみで安心・安全のまちをつくります　・・・・・・・・・・１８

基本目標２

ニーズを受け止め、その人らしい生活をささえるしくみをつくります

１．福祉情報の提供体制を充実させます　・・・・・・・・・・・・・・・２０
２．ニーズ発見と把握のしくみを充実させます　・・・・・・・・・・・２２
３．総合的な相談支援体制を充実させます　・・・・・・・・・・・・・２４
４．福祉サービス利用の体制を充実させます　・・・・・・・・・・・・２６
５．個人の尊厳が守られ、安心できる生活の支援を充実させます　・・２８

基本目標３

地域福祉への関心を高め、活動に主体的に参加する人を育てます

１．情報をわかりやすく提供します　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２．福祉の心を育む、福祉教育をすすめます　・・・・・・・・・・・・・３２
３．ボランティア・ＮＰＯ活動をすすめます　・・・・・・・・・・・・・３４
４．新たな担い手の発掘をすすめます　・・・・・・・・・・・・・・・・３６

第４章　計画の推進体制
１．計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
２．計画の周知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
３．計画の進行管理と評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

第５章　地区福祉活動計画
１．ワークショップ内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
２．ワークショップ開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
３．各地区の活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
秦野地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
北豊島地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
細河地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
石橋南地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
緑丘地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
呉服地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
石橋地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
神田地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
五月丘地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
池田地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
伏尾台地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５

第１章　池田市地域福祉活動推進計画（i－プラン）の策定にあたって

１．計画の趣旨

地域福祉とは、地域に住むだれもが、さまざまな事情で支援が必要な状態になっても、これまで培ってきた家族や友人との関係を維持しながら、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することで、自分らしく、誇りを持って日常生活を送ることができるようになることです。

社会福祉法第４条（地域福祉の推進）においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

地域福祉をすすめるためには、地域生活を支えるさまざまな福祉施策・サービス、インフラが整備されていることに加え、地域住民同士がつながり、交流や支え合いの活動が活発に行われていることが大切です。

このような地域づくりには、福祉関係機関・団体だけでなく、ボランティアや地域活動に関わる市民の方々、福祉以外の様々な専門機関・団体など地域生活に関わる多くの方々の協力が欠かせません。

一方、私たちのまちでは、少子高齢化と核家族化が進み、地域のつながりの希薄化が顕著になってきています。さらに雇用情勢等が不安定化する中、生活困窮、ひきこもり、社会的孤立、虐待など、様々な今日的社会問題や生活課題が生じています。

これらの課題に対応するために、生活困窮者自立支援法の制定、介護保険制度の改正、障害者総合支援法の制定など、要支援者が住み慣れた地域において自分らしい生活が継続できるよう、法整備がすすめられるとともに、地域において住民同士が支え合うための仕組みづくりがすすめられています。

このようなことから、行政においては今回、池田市における地域福祉推進の状況や住民ニーズの変化を踏まえ、第３期地域福祉計画の策定を行っています。同時期にそれを受けて、地域住民をはじめ「民」の立場から地域福祉をすすめていくための行動計画を示したものが、「第４次池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン)」となります。

２．計画の位置づけ

（１）これまでの経過

池田市社協では、平成 14 年（2002 年）に「池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン）」を策定し、平成 14 年から平成 16 年度（2004 年度）の 3 カ年にわたり、池田市社協が地域住民とともに地域福祉活動の推進に取り組む今後の方向性を示しました。

平成 17 年（2005 年）には池田市で行政計画である「池田市地域福祉活動計画」が策定され、公と民の協働による地域福祉推進の重要性が計画に盛り込まれました。それを受けて池田市社協では、平成 18 年（2006 年）に、民間の協働計画としての「第２次池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン）」を策定し、推進してきました。

平成 22（2010）年には池田市において「第２期池田市地域福祉計画」が策定され、それを受けた計画が必要になったことと、池田市社協が平成 20 年に「池田さわやか公社」と統合し、計画の見直しが必要性になったこともあり、平成 23（2011）年度に「第３次池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン）」を策定しました。

平成 28（2016）年度、池田市において「第３期池田市地域福祉計画」策定されることになり、「第３次ｉ－プラン」もちょうど次期計画策定の時期となっていたため、それを受けた行動計画として「第４次池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン）」を策定することになりました。

これまでの池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン）の内容

名　称 計画期間	計画策定の背景	内　容	成果と課題
第１次 **池田市地域福祉活動推進計画** （H14～16 年度）	H12 年に施行された「社会福祉法」において、地域福祉の推進が規定され、その中心的役割を果たす民間団体として社会福祉協議会が改めて法に位置付けられた。それを受けて、池田市社協が地域住民とともに地域福祉活動の推進に取り組む方向性を示した。	地域住民が地域の問題を自分のこととして受け止め、考え、行動するにはどうしたらいいか、「参加のスタイル」を示した。 **【基本目標】** Ⅰ　支えあい Ⅱ　E－コミュニケーション Ⅲ　人づくり Ⅳ　ｉ－プラン推進の基盤づくり	○社協の地域福祉推進の方向性と、中長期で計画的に進めることを示した。 ○社協職員が地域福祉活動計画の必要性と策定手法について学んだ。 ●あくまでも社協の計画の域を出なかった。

名　称 計画期間	計画策定の背景	内　容	成果と課題
第２次 池田市地域福祉活動推進計画 （H19～23 年度）	H17 年に池田市で「第１期地域福祉計画」が策定され、公私協働による地域福祉推進の重要性が盛り込まれたことを受けて、民間からの行動計画が必要になった。 地域福祉計画の策定を待って、2 年遅れで、第２次計画を策定した。	基本理念は「池田市地域福祉計画」と共有。「地域での暮らしを支えるしくみづくり」の視点と、住民同士が「学び」「気づき」「つながる」ことにより地域全体を「だれもが住みよいまち」にしていく視点を示した。 **【基本目標】** 1. 地域での暮らしを支える 2. 共に生きるまちづくり 3. 地域福祉推進のための継続的計画づくり	○毎年継続的に住民座談会を開催し、住民の声が蓄積され、また、職員のスキルアップにつながった。 ○計画的に継続的に事業推進を行うことができた。 ●途中で「さわやか公社」との統合があり、実態とそぐわない部分が多数生じた。
第３次 池田市地域福祉活動推進計画 （H24～28 年度）	H20 年に社協が「池田さわやか公社」と統合され、「新たな池田市社協」となり、役職員が一丸となって、統合により得られたスケールメリットを活用し、地域福祉を推進していく体制づくりが必要となった。 また、H22 年からの「第２期地域福祉計画」を受けて、行動計画としての役割も意識し、第３次計画を策定した。	社協の組織としての使命とあり方の方向性を示すことが主な内容。したがって、社協内部の発展強化計画の色彩が濃い計画となった。 今回の計画ではじめて「地区福祉委員会活動計画」も同時に策定した。 **【基本計画】** 1. 出会いつながり支えあいみんなが主役の地域をつくります 2. きめ細やかにその人らしい生活を支えます 3. 誰からも信頼される開かれた社協を目指します	○計画策定のプロセスが、統合後の社協の使命共有と内部の一体感醸成に寄与した。 ○毎年進捗確認を行うことで、事業推進が加速された。 ○地区福祉委員会計画があることで、地区福祉委員会活動の展開の方向性が明確になった。 ●社協発展強化計画の色彩が濃いため、地域主体の行動計画という本来の姿とは異なる。

（２）計画の特徴

今回策定する「第４次池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン）」は、以下の特徴を持った計画として策定します。

①池田市地域福祉計画（行政計画）と理念を共有

この計画と同時期に池田市（行政）で策定されている「第３期池田市地域福祉計画」とは、池田市の地域福祉を推進していくという同じ目標を持って策定されており、基本理念を共有しています。

②地域福祉推進の行動計画

前回の第３次計画は、池田市社協が「池田さわやか公社」と合併した直後に、社協内部の発展強化計画の色彩が濃い計画として策定されました。しかし、今回の計画は、行政計画で示された地域福祉推進の方向性に対し、地域住民をはじめとする民間サイドが地域福祉をどのようにすすめていくか、具体的に示した行動計画となっており、本来の地域福祉活動計画の姿に戻った形の計画となっています。

③小学校区単位の地区福祉活動計画

前回に引き続き、今回の計画においても、地区福祉委員会による小学校区単位の「地区福祉活動計画」を策定しました。

（３）計画策定の方法

計画の策定にあたっては、以下の方法で策定作業をすすめました。

①事務局の設置

事務局を池田市社会福祉協議会地域福祉課に設置し、計画策定作業をすすめました。

②行政事務局との打ち合わせ

同時期に策定している「第３期池田市地域福祉計画」の事務局（市高齢福祉総務課）と定期的に打ち合わせを行い、情報交換を行いました。

③策定委員会の開催

関係機関・団体などから委員を選出し「第４次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会」（委員：13 名）を設置し、合計５回にわたり検討を行いました。　　※名簿については巻末の参考資料に掲載

④ヒアリングの実施

・地域ニーズを把握するため、地区活動団体ヒアリングを実施しました。

（手をつなぐ親の会、身体不自由児（者）父母の会、身体障害者福祉会、精神障害者家族会、市立学校園 PTA 協議会母親部会、上池田２丁目自治会、ザ・ライオンズ池田自治会、栄町町内会）

・地域の課題把握のため、関係機関・団体へのヒアリングを実施しました。

（伏尾地域包括支援センター、子育て支援拠点わたぼうし、障がい者相談支援事業所、人権協会、国際交流センター）

※ヒアリングの内容については、巻末の参考資料に掲載

⑤地区別ワークショップの実施

各地区福祉委員会に２回ずつ、地区福祉活動計画のためのワークショップを開催しました。

※ワークショップの内容については、巻末の参考資料に掲載

⑥アンケート調査結果の活用

市民の地域福祉への意識を把握することを目的に、行政が行った市民アンケート調査の結果を計画策定に活用しました。

（４）地域福祉計画との関係

今回、第３期池田市地域福祉計画と第４次池田市地域福祉活動推進計画が同時期に策定となり、歩調を合わせ、十分な協議と連携を行いながら双方の計画を策定する環境が整いました。

したがって、「池田市地域福祉計画」と「池田市地域福祉活動推進計画」とは、理念を共有し、車の両輪となって池田市の地域福祉推進を図ることになりました。

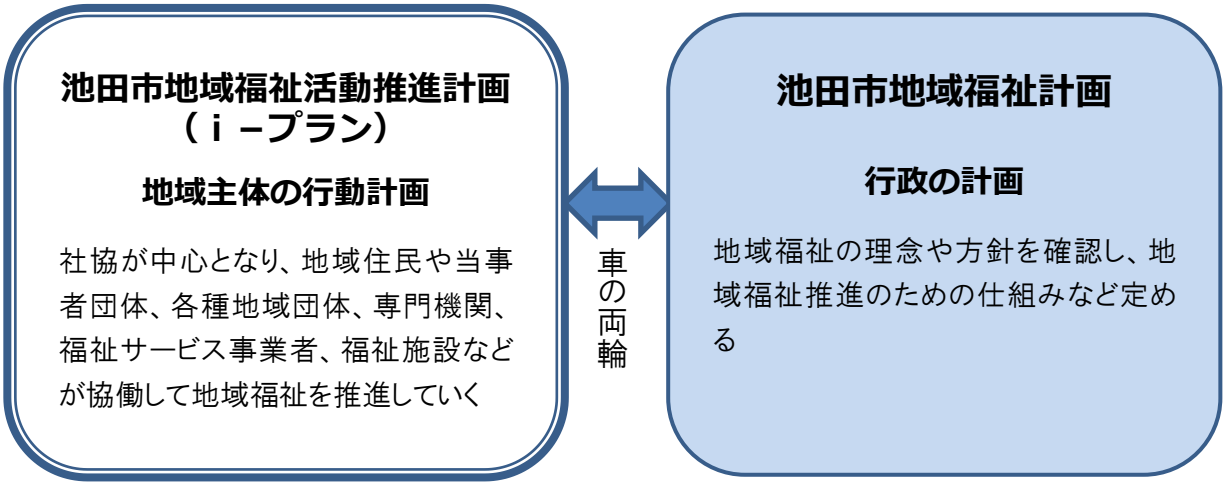

（５）計画期間

この計画は第４次計画として策定し、行政計画である「池田市地域福祉計画」との一体性・整合性を保つために、平成 29（2017）年度から平成 34（2022）年度までの６年間とします。

社会情勢の変化や制度改正、地域の状況が大きく変化した場合など、必要に応じて見直しを行います。

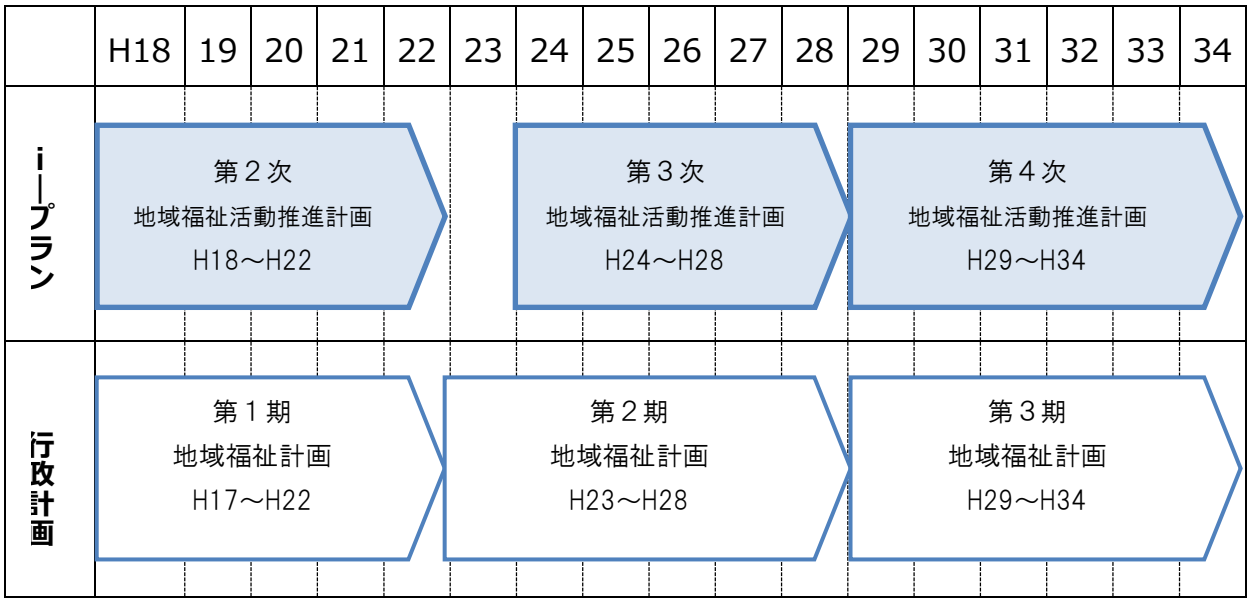

３．第３次計画の評価と課題

第３次計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）では、社協内部の発展強化計画の色彩が濃い計画として、社協職員を中心に取り組みの推進と進捗管理を行ってきました。第４次計画の策定に向けて、第３次計画の評価と課題を以下のように整理しました。

基本目標１	**出会い つながり 支えあい みんなが主役の地域をつくります**
主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題
○だれもが出会い、つながることのできる場として、住民座談会を開催しました。 ○地区福祉委員会において、「ふれあい喫茶」や「しゃべり場」など対象者を限定しない集いの場が増設されました。 ○「にじの会」「ファミリーサポートセンター」など住民参加型在宅福祉サービスを推進しました。 ○ボランティアセンターなどを通じて、福祉教育を推進し、次世代の後継者育成に努めました。	●地域の活動拠点設置については、必要性はあるが思うように進んでいない。財源確保等の工夫が必要。 ●学校における福祉教育は進んでいるが、生涯学習の視点でのあらゆる世代への福祉教育が必要。 ●新たな福祉ニーズに対応する社会資源開発への取り組みを強化する必要がある。
基本目標２	**きめ細やかに　その人らしい生活を支えます**
主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題
○在宅の高齢者や障がい者を支える福祉サービスを推進しました。 ○関係機関や地区福祉委員・民生委員とのネットワークにより、地域の高齢者の状況・ニーズの把握に努めました。 ○良質なサービスの提供に努めました。 ○権利擁護が必要な方への相談支援体制を充実させました。	●公的制度・サービスへの取り組みから、制度の狭間や新たなニーズへの取り組みを進めていくことが課題。 ●制度改正に伴う、収益の減に対処するために運営の安定が必要。 ●権利擁護センターの設置に向けた取り組みが必要。

基本目標３	誰からも信頼される　開かれた社協をめざします
主な取り組みと成果	次期計画に向けての課題
○人事考課制度を取り入れるなど、組織の活性化や人材育成の促進を図りました。 ○広報紙・ホームページなどで積極的に情報提供に努めました。 ○災害時の対応マニュアル・災害時ボランティアセンター設置運営マニュアル等を整備しました。 ○災害時に迅速に対応できるよう、定期的に訓練を行いました。	●リスクマネジメント体制整備や法令順守等の徹底については、継続的に取り組んでいく必要があります。 ●役員による積極的な社協運営が課題となっています。 ●自主財源の減少が続いており、健全運営のためにはさらなる工夫が必要。

第２章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

すべてのひとが、住み慣れた地域においてその人らしく、
いきいきとこころ豊かに安心した生活をおくり、
ともに社会参加のできる福祉のまちづくり

だれもが、地域で居場所として安心できる場所を持ち、健康で文化的な生活を送ることができ、自分自身も何か社会の役に立っていると感じられる状態を「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」[1]といいます。

この計画では、この理念に基づいた福祉のまちづくりを目指します。

また、同時に策定されている、行政計画の「第３期池田市地域福祉計画」と本計画は、池田市の地域福祉を推進していくという同じ目的を持って策定されており、目標に向かってお互いに連携していくことをあらわすために、理念を共有しています。

１．ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

社会的に弱い立場にある人々を含む市民一人ひとりが、排除や摩擦、孤立することなく、地域社会の一員として認められ、支えあう考え方。社会的排除の逆の概念。

２．基本目標

第４次ｉ−プランは、３つの基本目標で構成しています。

基本目標１	出会い　つながり　支えあい みんなが主役の地域をつくります

地域での住民同士のつながりが希薄になりつつある中で、だれもが参加できる出会いの場をつくっていきます。また、様々な地域資源をつなぎ、支援を必要としている人が、孤立しないように地域の一員として見守られ、支えられる仕組みをつくる必要があります。日頃からこのような仕組みを整備しておくことで、災害時にも地域で支えあうことのできる安心・安全のまちにつなげていきます。

基本目標２	ニーズを受け止め、その人らしい生活を ささえるしくみをつくります

地域で何らかの支援を必要としている人が、把握され、適切な支援・サービスにつながるような仕組みを整備します。また、多様化・複合化したニーズに対応できるよう、総合的な相談支援体制を充実させるとともに、既存の制度やサービスでは解決できない問題に対する活動やサービスを開発していきます。さらに、個人の尊厳が守られ、安心して生活できる環境を整えます。

基本目標３	地域福祉への関心を高め、 活動に主体的に参加する人を育てます

地域で活動する団体はどこも担い手が高齢化しており、後継者不足に悩んでいます。これまで、情報が届きにくかった若い世代への情報発信に努め、福祉活動の意義や住民同士の助けあいの必要性について啓発することで、新たな担い手の発掘につなげます。また、福祉教育を通して幅広い世代に働きかけ、地域福祉への関心を高めます。

３．計画の体系

基本理念	すべてのひとが、住み慣れた地域においてその人らしく いきいきと心豊かに安心した生活をおくり、 ともに社会参加のできる福祉のまちづくり

基本目標	実施の指針
基本目標１ **出会い　つながり　ささえあい みんなが主役の地域をつくります**	①　出会いとつながりの場をつくります ②　小地域での支えあいのしくみをつくります ③　地域ぐるみで安心・安全のまちをつくります
基本目標２ **ニーズを受け止め、その人らしい 生活を支えるしくみをつくります**	①　福祉情報の提供体制を充実させます ②　ニーズ発見と把握のしくみを充実させます ③　総合的な相談支援体制を充実させます ④　福祉サービス利用の体制を充実させます ⑤　個人の尊厳が守られ、安心できる生活の支援を充実させます
基本目標３ **地域福祉への関心を高め、 活動に主体的に参加する人を育てます**	①　情報をわかりやすく提供します ②　福祉の心を育む、福祉教育をすすめます ③　ボランティア・NPO 活動をすすめます ④　新たな担い手の発掘をすすめます

第３章　計画の取り組み

基本目標１	出会い　つながり　支えあい みんなが主役の地域をつくります

地域での住民同士のつながりが希薄になりつつある中で、だれもが参加できる出会いの場をつくっていきます。また、様々な地域資源をつなぎ、支援を必要としている人が、孤立しないように地域の一員として見守られ、支えられる仕組みをつくる必要があります。日頃からこのような仕組みを整備しておくことで、災害時にも地域で支えあうことのできる安心・安全のまちにつなげていきます。

１．出会いとつながりの場をつくります

現状と課題

○アンケートやヒアリングの結果からは、近隣と「あいさつを交わす程度」であまり深くない付き合いをしている人が多く、また、マンションなどでは住民同士の交流がほとんどないなど、近隣のつながりが希薄化していることがわかっています。一方で、住民同士の助け合いをすすめていくのは、近隣の範囲が理想と考える人も多く、近隣でのつながりの輪をひろげていくきっかけが求められています。

○住民の意識が小学校区より小さな自治会・町会の範囲に狭まっていることから、小さい範囲でのつながりが求められています。

○自治会・町会の組織率が低下し、住民の過半数は自治会に加入していないという状態になっています。自治会だけでなく、友愛クラブ、婦人会、子ども会など、地縁組織は総じて組織率・加入率がともに低下しています。市民からは、仲よく楽しみながら地域のつながりを作っていくような、地縁組織よりもゆるやかなつながりを求める声もあがっています。

○地縁組織だけでなく、障がい者団体や地区福祉委員会も、会員減やメンバーの固定化・高齢者がすすんでおり、後継者不足に悩んでいます。しかし、新たな担い手となる若い層や男性への働きかけについては、どの団体も有効な手が打てているとはいえません。

○既存の地域団体や活動に新たに参加するのは、ハードルが高いと感じている市民が多く、だれもが気軽に立ち寄れる場や活動が求められています。
○地域活動参加者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない活動拠点が使いづらくなっているという声があがっています。

実施項目

①近隣でのつながりの輪を広げます

＊ご近所のあいさつ運動をひろめます
＊自治会・町会の回覧板の活用・復活を働きかけます
＊ご近所カフェ・隣人まつり[1]の開設を働きかけます
＊マンション毎の「しゃべり場」の開設を働きかけます
＊常設サロンの設置をすすめます

②若い住民や男性に働きかけます

＊地区別（小学校区）ホームページの開設をすすめます
＊地区別地域活動団体の活動内容紹介パンフレットを作成します
＊地縁団体が協働して行う地域イベントの企画を働きかけます
＊年齢、性別、高齢・障がい・子どもなどの分野にかかわらず、すべての住民が参加できる活動を企画します
＊男性向けイベントを開催します

③当事者が出会う場をつくります

＊当事者の出会いの場（サロン等）をつくります
＊当事者が主体的にかかわれる活動を企画します
＊当事者に関わる支援機関・団体は、当事者同士や地域の近隣住民との交流を推進します

④地域の交流拠点を整備します

＊保健福祉総合センターの活用をすすめます
＊空き家・空き店舗などの活用をすすめます
＊共同利用施設のバリアフリー化を働きかけます
＊自宅開放を働きかけます

しゃべり場

伏尾台地区福祉委員会では、平成 24 年から月に２回午前 10～12 時、府営住宅集会所でお茶を飲み、おしゃべりを楽しむ場を設けています。高齢者だけでなく様々な世代に呼びかけています。それまであまり交流がなかった住民同士が、しゃべり場で知り合いになり、あいさつや井戸端会議ができるようになりました。

しゃべり場で話し合ったことが行事化され、参加者同士の見守り活動につながるなど、自治会活動の活性化にも大きな役割を果たしています。

１．隣人まつり

集合住宅に暮らす人たちが食べ物や飲み物を持ち寄って集い、食事をしながら語り合うこと。フランスのパリ 17 区の助役であるアタナーズ・ペリファン氏が提唱したのがはじまり。パリのアパートでひとり暮らしの女性が孤独死し、１カ月後に発見されたことで「もう少し住民の間にふれ合いがあれば、悲劇は起こらなかったのではないか」と考えたのがきっかけとなった。

現在、ヨーロッパを中心に 29 ヵ国 800 万人が参加するまでに広がっており、日本でも 2008 年頃から開催されるようになった。

２．小地域での支えあいのしくみをつくります

現状と課題

○アンケートやヒアリングの結果からは、近隣のつながりが希薄化している一方で、住民同士の助け合いをすすめていくのであれば、近隣の範囲での助け合いが理想であると考える人が増えています。

○自分の特技や技術を地域で活かしたいと考えている住民や、地域で活動する意欲を持っている住民も少なくありませんが、情報提供や活動の場とのミスマッチがあり、多くの場合活動につながっていません。

○地区福祉委員会では、平成 10 年度から小地域ネットワーク活動[1]をすすめており、ふれあいサロン・子育てサロン・男性料理教室などのグループ援助活動と見守り・声かけなどの個別援助活動を展開し、地域に根ざした活動となっています。しかし、活動メニューの硬直化・参加者の固定化、地区福祉委員の高齢化による後継者不足などが課題となっています。

○小地域ネットワーク活動は、概ね小学校区単位で展開されていますが、住民の意識がより小さな自治会・町会の範囲に狭まっていることから、小さい範囲での活動展開が求められています。

○地域では、自治会・町会、友愛クラブ、婦人会、子ども会、地区福祉委員会、地域コミュニティ推進協議会などさまざまな団体が個々に助け合いの活動を展開しています。しかし、お互いの活動への理解がすすんでいないために、活動が重複するなど、多くの地域でうまく連携ができていません。一方で、各団体はむしろ他団体との連携を求めており、各地域で連携が進んでいくための何らかの「しかけ」が必要とされています。

○専門機関・団体は、地域包括支援センターや子育て支援拠点、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）など、概ね中学校区（学園）単位での設置となっており、住民主体の活動単位との整合性が課題になっています。

実施項目

①小地域でのニーズ把握をすすめます

＊ご近所カフェ・サロンなどで参加者が気軽に相談できる体制をつくります

＊地域単位に配置されている社協などの福祉専門職員が、地域に出向いて相談に応えられるよう、アウトリーチ[2]の体制を推進します

＊地区福祉委員・民生委員児童委員などによる、要支援者の見守り・声かけ活

動を通して、対象者のニーズを把握します

＊各自治会・町会単位での『支えあいマップ[3]づくり』を普及させます（モデル補助も検討）

②小地域のニーズを専門機関・団体と住民で共有します

＊専門機関・団体と地域住民が地域ニーズを出し合い、共有できる場として、概ね中学校区（学園）単位に設置されている、地域ネットワーク会議（地域包括支援センター）、子育て支援会議（地域子育て支援拠点）と地区福祉委員会定例会・小地域ネットワーク部会（社協）などを活用します

＊地域関係団体などが集まり、顔合わせと情報交換のために「住民懇談会」（仮）を開催します

③小地域でのニーズ解決をすすめます

＊地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動を中心に、住民にできる軽易な個別支援をすすめます

＊小地域に人材登録の仕組み（人材バンクなど）を導入し、住民が気軽に特技や技術を登録し、活動に参加できるようにします

＊地区福祉委員やボランティアだけでなく、「1（ワン）コインたすけあい」など少しの対価を支払う住民参加型のシステムを導入して、住民同士の助け合いへの参加の輪を広げます

1．小地域ネットワーク活動

小地域（概ね小学校区）を単位として、要支援者が地域で孤立することなく安心して生活できるよう、近隣住民による見守り・声かけ、支えあいを行う取り組み。池田市では、社協と地区福祉委員会が中心となって、ふれあいサロン・子育てサロンなどのグループ援助活動と、個別の見守り・声かけや必要な支援などの個別援助活動として取り組んでいる。

2．アウトリーチ

支援機関が通常の枠を超えて手を差しのべ支援を届けること。困りごとを抱えていても支援の必要性を自覚していない人や、相談支援の拠点には足を運ばない人に対し、支援機関から外に出て足を運んで潜在的ニーズにアプローチする方法。

3．支えあいマップ

小地域で「支援が必要と考えられる人(気になる人)」と、その人への地域住民の関わりを地図上に記入し、地域の支え合い活動の状況や支えあいが不足している部分を可視化し、その地域の課題を抽出していくもので、住民流福祉総合研究所の木原孝久氏が提唱し、全国に広がっている。災害時の避難支援に活用できることから、災害時対応に関連づけて取り組んでいる自治会も多い。

支えあいマップづくり

池田市社会福祉協議会では平成 25 年度からモデル事業として、数か所の自治会と支えあいマップづくりをすすめてきました。

100 世帯程度の範囲で、そこに住む住民（自治会関係者など）５～６人が集まって約２時間×２回、地図を囲んで情報交換をしていきます。要支援者に印をつけ、近隣の住民が要支援者にどのような関わりを持っているかを記入していきます。

支えあいマップを作ることで、支援が必要な人の情報が整理され、住民自身の意識が変化し、地域課題に取り組むきっかけになることがわかりました。

１（ワン）コインたすけあい

伏尾台地区福祉委員会では、高齢化が進み高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦のみの家庭が増加しはじめ、電球交換や古新聞をまとめるなどの簡単な家事が自分たちでできない世帯からの相談が増えたことから、平成 10 年頃からそういうことの支援を地域住民の支えあいで行う仕組み「ちょっとお手伝い」をはじめました。利用者の方々からは好評でしたが、次第に「無償では頼みにくい」というような声が出て、平成 19 年からは有償で行うことになり、名称も「１コインたすけあい」にかわって続いています。

提供できるサービス
（30 分　500 円）

- ○家事援助
- ○庭の草取り水まき
- ○電球の取り換え
- ○外出援助
- ○産前産後の援助
- ○入院時の短時間の援助
- ○ゴミ出し　　など

３．地域ぐるみで安心・安全のまちをつくります

現状と課題

○アンケートやヒアリングの結果からは、「困ったときに手伝ってほしいこと」として「災害時の支援」を求める人が多く、３割に達しています。しかし、「災害時に支援できる」と回答している人は２割に達しておらず、災害時支援の担い手の不足が懸念されます

○池田市民全体としては、災害時には、住民同士が近隣で助け合うことが必要だとは認識していますが、災害に対する危機意識が高いとはいえません

平成 27 年度から、池田市においても災害時に自力で避難することができない方の「避難行動要支援者」登録がはじまっていますが、要支援者の登録数は多いにもかかわらず、小学校区単位で地域での避難支援の担い手とのマッチングを行う場である「地域協議会」の立ち上げが進んでいません

○災害時に、一般の避難所では過ごすことが困難な要支援者に対応できる「福祉避難所」が市内に２か所（中央公民館と保健福祉総合センター）のみとなっており、要支援者に対して数が不足しています

○障がい者やその家族の多くは、災害時には自宅避難にならざるを得ないと考えていますが、日頃の地域とのつながりが少ない場合、支援物資の受け取りなどに不安を感じています

○自治会・町会などでは、防災をキーワードに、地域のつながりを再構築してはどうかという声があがっています

実施項目

①災害をキーワードにした地域のつながりをつくります

＊小地域ネットワーク活動などを活用し、平時から避難行動要支援者の見守り・声かけをすすめます

＊ふれあいサロン・ご近所カフェなどで、平時からの交流を通して災害時にも生かすことのできるつながりをつくります

＊災害時支援を意識した『支えあいマップづくり』をすすめます

＊災害時には中学生も支援の担い手として活動できるよう、地域の中学校に協力を働きかけます。

②高齢者や障がい者など要支援者が災害時にも安心できる体制をつくります

＊『避難行動要支援者支援プラン[1]』の実現をめざし、要支援者と地域住民、地域活動団体、専門機関・団体の連携をすすめます

＊市内の福祉施設と市との間で福祉避難所の協定締結がすすむよう、「福祉施設連絡会」を通して働きかけます

＊地域単位の防災訓練等のイベントには、障がいや高齢の関係者にも参加を呼びかけてもらうよう働きかけます。また、訓練に避難行動要支援者支援のメニューを取り入れてもらうよう働きかけます

③災害ボランティアセンターを設置し、運営します

＊池田市内で大規模災害が発生した際には、市からの要請等により社協において、災害支援ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置運営を行います。

＊要請等があった際に、迅速に災害ボランティアセンターを設置し、円滑に運営することができるよう、平時から定期的に設置運営訓練を行います。

地域防災訓練

石橋小学校区では、石橋自主防災会・石橋地域コミュニティ推進協議会が、石橋地域・中学校合同防災訓練を開催しています。市内ではじめて中学校の協力を得て、授業の一環として行われています。

石橋防災会では、東日本大震災のとき、中学生が幼稚園児の手を引いて、高台に避難したということがあり、もし池田で平日昼間に災害が起きたら、中学生たちが自分の命を守り、他者をも守る行動をとってほしいと考え訓練をはじめたとのことです。

訓練当日は、全学年が校庭に避難した後分担して、白寿荘・万寿荘の高齢者の方々と石橋保育所の幼児を体育館へ避難誘導し、アルファ米の炊き出し訓練や避難所開設訓練などを行いました。中学生約 300 人と地域住民約 120 人が参加しました。

1．避難行動要支援者支援プラン

災害対策基本法では、自治体は災害時に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）の円滑かつ迅速な避難を確保するための方策を講じなければならないと定められている。このことを地域の特性や実情に応じて記述したものが「避難行動要支援者支援プラン」であり、「全体計画」と要支援者一人ひとりについての「個別計画」で構成されている。

基本目標２　ニーズを受け止め、その人らしい生活をささえるしくみをつくります

地域で何らかの支援を必要としている人が、把握され、適切な支援・サービスにつながるような仕組みを整備します。また、多様化・複合化したニーズに対応できるよう、総合的な相談支援体制を充実させるとともに、既存の制度やサービスでは解決できない問題に対する活動やサービスを開発していきます。さらに、個人の尊厳が守られ、安心して生活できる環境を整えます。

１．福祉情報の提供体制を充実させます

現状と課題

○アンケートやヒアリングの結果からは、特に若い年齢層で「どのようなサービスがあるのかわからない」という回答が過半数を占めており、従来の手法だけでは情報が届きにくくなっています

○また、困りごとがあっても「どこに相談すればいいかわからない」人も多く、また、逆に情報がありすぎて取捨選択できないということもあり、困りごとが発生したときに適切にアクセスできていないことが伺えます

○地域福祉の拠点である市保健福祉総合センター、そこに入っている社会福祉協議会の認知度も低くなっています

○地区福祉委員会、地域コミュニティ推進協議会などの地域活動団体の認知度も低く、地域住民からは活動が見えにくくなっています

○「福祉との関わりがない」人が６割を占めており、関わる機会が少ないことが情報の届きにくさ、認知度の低さにつながっていることが考えられます

○高齢者や障がい者、外国籍の人、子どもなど、情報から疎外されがちな人への情報提供のあり方が課題になっています

実施項目

①福祉の情報をわかりやすく伝えます

＊福祉専門機関・団体、地域活動団体などが発行している既存のパンフレット、チラシ、広報紙等を、高齢者、子ども、外国籍の人、障がい者などの言語や障がい特性に応じた情報保障の視点で見直しします。

＊対象者に情報が適切に届くよう、パンフレット、チラシの置き場所、配布方法を再検討します
＊インターネットなどを活用し、福祉情報をわかりやすく提供します
＊積極的に情報にアクセスできない層に対しても、発信側が地域に手を伸ばすアウトリーチにより積極的に働きかけ、情報提供します

②様々な福祉情報の収集と発信をします

＊地域福祉の拠点である保健福祉総合センターにおいて、福祉に関わる様々な情報を収集し、まとめ、市民にわかりやすく発信します
＊『生活支援体制整備事業[1]』の『地域支え合い推進協議体[2]』の活動を推進する中で、地域住民も参加しての社会資源リストや社会資源マップを作成し、地域毎の社会資源を見える化します。

１．生活支援体制整備事業

介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の一環で行われる事業。団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、池田市に居住する高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう多様な主体による多様な生活支援体制を充実していくとともに、高齢者の社会参加の活動を一体的に推進していくための地域づくりをすすめるもの。池田市では、池田市社協が受託し、生活支援コーディネーターを配置して推進していくことになっている。

２．地域支え合い推進協議体

「生活支援体制整備事業」の地域づくりを具体的に推進するため、住民をはじめ、多様な主体が参画し、地域づくりのための話し合いを行う場。地域のニーズ把握と新たに必要な助け合い活動などについて検討する。

２．ニーズ発見と把握のしくみを充実させます

現状と課題

○地域住民の抱える生活課題が、複雑化、多様化、複合化しており、どこの相談窓口に相談したらいいかわからない、既存の相談窓口で適切に対応できない、既存の制度やサービスでは十分に対応できないということが増え、相談窓口で待っていても、ニーズが把握できないことが多くなっています

○生活課題を抱えた住民の中には、日常生活に精一杯で自分たちの抱える生活課題に気づいていない人や、改善する気力を失っている人、さらに深刻化して、自分自身の生活や健康・安全に気を配ることができなくなる「セルフネグレクト」の人も存在しますが、その人たちも相談窓口を訪れることがありません

○明らかに支援が必要な状態であっても、地域から孤立していることにより外から見えなくなってしまい、専門機関や地域住民に認知されないまま、最悪の場合孤立死へとつながることもあります。状態が深刻化してから発見された場合、対応が困難なことも多く、早期発見・早期対応が重要になります。

○一度専門機関につながったことがあっても、何らかの事情で支援が切れてしまった後、支援機関のフォロー体制が整っておらず、生活状況の確認や実態把握ができていないことが危惧されます

○アンケートやヒアリングの結果からは、自分にできる地域福祉活動として「見守り・声かけ」「話し相手」と回答している人がそれぞれ、２～３割いることから、意識を持った住民を巻き込み、早期にニーズ発見・見守りにつなぐ体制が必要とされています

○地域住民の見守り体制に加え、専門的支援が必要な要支援者に対しては、地域から専門機関・団体にきちんとつながる、連携のしくみが必要となっています

実施項目

①地域の要支援者を発見・把握し、見守ります

＊地区福祉委員の小地域ネットワーク活動による見守り・声かけ活動、民生委員児童委員による訪問活動などを通して、地域で潜在化している支援が必要な人を発見・把握します

＊把握した要支援者については、小地域ネットワーク活動等により、必要に応

じて定期的に見守り・声かけを行い、また、サロン等への参加を促し、平常時の状況把握と信頼関係づくりをします

②地域の要支援者の課題を専門機関・団体と地区福祉委員会・民生委員児童委員協議会等で共有します

＊専門機関・団体と小地域ネットワーク活動等に取り組む地区福祉委員会・民生委員児童委員協議会が、地域の要支援者の課題を出し合い、共有できる場として、概ね中学校区に設置されている、地域ネットワーク会議（地域包括支援センター）、子育て支援会議（地域子育て支援拠点）と地区福祉委員会定例会・小地域ネットワーク部会（社協）などを活用します

＊個別に対応が必要な要支援者のケースについては、プライバシーに十分配慮しながら、専門職と地区福祉委員・民生委員児童委員等の地域支援者が集まった、個別ケース検討会を持ち、情報の共有化と役割分担、今後の対応について検討します

３．総合的な相談支援体制を充実させます

現状と課題

○地域住民の抱える生活課題が、複雑化、多様化、複合化しており、高齢・障がい・子どもといった対象や制度別になっている既存の相談窓口で適切に対応できない課題、既存の制度やサービスでは解決できない課題が増えています

○明らかに支援が必要な状態であっても、地域から孤立していることにより外から見えなくなってしまい、専門機関や地域住民に認知されないまま、最悪の場合孤立死へとつながることもあります。状態が深刻化する前に、アウトリーチで適切に対応することが必要です

○アンケートの結果から、専門機関の相談窓口は、市民からみると敷居が高く相談しにくいという面があるので、まず最初に地域で気軽に相談できる窓口が整備されることが求められます

○社会福祉協議会は、平成 18 年度から市からの委託事業として、制度の狭間や複合した福祉課題に対応する専門職のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）を配置し、福祉総合相談に取り組んでいますが、アンケートの結果から認知度は３割強と決して高くはありません

○総合的な相談支援体制を構築するには、多様な生活課題の相談にも応じる相談窓口の整備と同時に、課題への対応を支える専門分野の機関・団体との連携が必要です

実施項目

①総合相談窓口（CSW）の機能を強化します

＊総合相談に対応する専門職である CSW が複合する生活課題を世帯全体の課題として支援できるよう社協の組織として支援体制を整備します

＊CSW の役割や活動内容を市民に周知するよう、広報啓発に力をいれます

＊CSW は、担当地域の当事者が集まる様々な会合や催しに顔を出し、地域での存在感を示し、気軽な中から相談に結びつけられるよう、アウトリーチを基本に業務をすすめます

＊CSW が多様な相談に対応し、対象者の主体性を尊重しながら支援ができるよう、研修体制を整備します

②総合相談窓口を圏域ごとに設置し、圏域内でのネットワークをつくります

＊CSW の担当範囲を４つの地域包括支援センターの圏域と一致させ、地域性に合わせた様々な場面で専門機関・団体と支援活動に取り組んでいる地域住民の自然な連携が行われるようネットワークをつくります

＊要支援者の生活課題が軽いうちに発見され、早期に対応できるよう、CSW は地区福祉委員会等が行っている小地域ネットワーク活動と連携して活動をすすめます

４．福祉サービス利用の体制を充実させます

現状と課題

○地域では、生活の様々な場面で福祉サービスが利用されて生活を支えており、地域生活を送る上では欠かせないものになっています

○公的機関・団体や社会福祉法人だけでなく、様々な供給主体が福祉サービス提供に参入していますが、どのような供給主体であっても、地域住民が安心してサービスを受けられるよう質の高いサービスを提供することが求められています

○アンケートでは、半数以上の人が「福祉サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口を充実する」ことを希望しています

○少子高齢化、核家族化や単身世帯の増加、地域住民同士の関係の希薄化から、専門職に頼るほどでもない軽度の生活課題であっても、家族間や地域で自ら解決できなくなってきています

○公的サービスは、高齢・障がい・子どもなど対象者別に提供されており、生活課題が、複雑化、多様化、複合化している状況では、対応できない課題が増えています

実施項目

①地域住民が安心して福祉サービスを利用できる体制づくり

＊広報紙・ホームページなどを通して福祉サービスに関する情報提供を行います

＊地域活動団体等は、福祉サービス利用に関する勉強会を開催するなどして、市民が円滑に福祉サービス利用につながるよう啓発します

＊地域包括支援センター、相談支援事業所（障がい）、子育て支援拠点、CSWなどは、福祉サービス利用のための最初の窓口として、市民が適切な福祉サービス利用につながるよう支援します

②福祉サービス事業者のサービスの質の向上をすすめます

＊福祉サービス事業所は適切な福祉サービスの実施に努めます

＊福祉サービスの自己評価、検証を行い、結果を公表します

＊ボランティアの参加や地域住民との交流をすすめ、開かれた福祉事業所を

めざします

＊福祉事業所間のネットワークをつくり、情報交換や交流を行う中で、人材確保、困難ケース対応などについて検討し、サービスのスキル向上をめざします（福祉施設連絡会[1]、地域自立支援協議会[2]事業所連絡会など）

③対象者の状況に応じた柔軟な対応と新たなサービスの創設

＊制度・サービスの狭間にあるケースや対応困難なケースについては、福祉サービス事業所間ネットワークの中で検討を行い、可能な範囲での柔軟なサービス運用を図ります

＊公的サービスで対応が困難なケースへの対応やサービス量が不足している分野については、住民参加型サービスや NPO 法人、地域活動団体などとも連携し、実態に即した新たなサービスの創設を行います

＊地域住民同士で解決できる比較的軽易な生活課題については、住民参加型在宅福祉サービスや、活動ポイント制などの導入も検討します

＊買い物支援や移動支援など、地域性のある課題の解決策については、コミュニティビジネス等の手法も検討します

１．福祉施設連絡会

社会福祉施設と社協が連携し、連絡調整と交流ならびに社会貢献事業を行い、地域福祉の推進と施設福祉の充実・発展に努めるために組織された連絡会。池田市では現在 15 の法人・施設が組織されている。

２．地域自立支援協議会

関係機関・団体が連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関・団体の連携強化を図ることと、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。障害者総合支援法に設置が規定されている。協議会の中には、専門部会や事業所間連絡会などが設置されている。

５．個人の尊厳が守られ、安心できる生活の支援を充実させます

現状と課題

○平成 18 年に「高齢者虐待防止法」が施行され、平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行され、差別の解消と虐待防止の気運が高まりをみせています。そのような中、池田市においては平成 28 年に、市民が生涯にわたり生きがいを持ち、安心して生活が営める地域社会を実現するための福祉のまちづくりを基本理念とした「池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例」が施行されました

○判断能力に不安がある人が適切に福祉サービスなどを利用しながら、安心して地域生活が継続できるよう専門職が契約により支援する、日常生活自立支援事業や成年後見制度が整備されていますが、制度が知られていないこと、制度利用の条件が限定され、手続きが煩雑で時間がかかるということもあり、普及しているとはいえません

○今後の、高齢化の進展とともに、認知症の人がさらに増加することが見込まれていますので、日常生活自立支援事業[1]や成年後見制度の需要も増えていくと考えられます

○特に障がい者団体のヒアリングでは、今なお地域では障がい者(児)に対する偏見や差別があり、理解が浸透しておらず、暮らしにくさを感じているということ、また、精神障がいや知的障がいの子どものことで、将来親の死後の生活に不安を感じているという声がありました

○高齢者・障がい者・子どもなど、要支援者への虐待が起こっています。家庭の中で課題が複合していることが、虐待の大きな要因の一つになっています。専門機関の分野別の対応だけでなく、分野横断的に対応できるネットワーク体制が必要となります

○権利擁護・虐待防止については、市民生活の根幹にかかわる課題であるため、行政との連携は不可欠です

実施項目

①権利擁護について啓発をすすめます

＊福祉教育や地域での勉強会、広報紙など様々な機会を通して、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の考え方をもとに、市民の人権意識を高

めます

＊日常生活自立支援事業、成年後見制度など、判断能力に不安がある人が安心して地域生活を継続できるよう支援する仕組みについて、あらゆる機会を通して市民啓発につとめます

＊専門機関・団体等に日常生活支援事業、成年後見制度等を周知し、対象者の早期発見と利用をすすめます

②権利擁護の体制を整備します

＊日常生活自立支援事業の体制を充実させます

＊権利擁護についての総合的な相談窓口として、「権利擁護センター(仮)」の設置を検討します。地域包括支援センター、相談支援事業所、CSW などの専門機関・団体と連携し、支援体制をつくります

＊後見申立てが困難なケースには、市と連携して市長申立ての推進につとめます

＊必要に応じて、社協等の社会福祉法人の法人後見をすすめます

＊今後、成年後見人の需要が増すことを踏まえて、市民後見人の養成と登録バンクの設置について、行政と連携し検討します

③虐待を早期に発見するとともに予防につとめます

＊人権擁護の観点からも虐待の予防と早期発見が重要であることを様々な機会を通して市民に啓発し、早期発見と予防への協力を求めます

＊小地域ネットワーク活動などの見守り・声かけ活動を、対象者を限定せず「気になる世帯」を広げて実施することにより、虐待の早期発見と予防につとめます

＊虐待の複合した要因に対応するために、専門機関の分野別の対応だけでなく、分野横断的に対応できるネットワーク体制を整備します

１．日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方が、地域で安心した生活をおくれるように支援する事業。「福祉サービス利用援助」「日常の金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」などを行っている。池田市では社協が受託し実施している。

基本目標３　地域福祉への関心を高め、活動に主体的に参加する人を育てます

地域で活動する団体はどこも担い手が高齢化しており、後継者不足に悩んでいます。これまで、情報が届きにくかった若い世代への情報発信に努め、福祉活動の意義や住民同士の助けあいの必要性について啓発することで、新たな担い手の発掘につなげます。また、福祉教育を通して幅広い世代に働きかけ、地域福祉への関心を高めます。

１．情報をわかりやすく提供します

現状と課題

○アンケートやヒアリングの結果からは、「福祉との関わりがない」人が全体で６割、若年層では８割を占めており、関わる機会が少ないことが情報の届きにくさ、認知度の低さの要因のひとつとなっていることが考えられます

○地域活動に参加できない理由として、「時間がない」という理由の次に「参加したいと思う活動の情報が得られない」という回答が全体で３割に、若年層では５割弱に達しています。

○地域には様々な地域活動団体があり、それぞれが別々に情報提供しているため、地域住民にとって全体像がわかりづらくなっています

○若い世代には、従来の紙媒体や口コミ中心の情報提供の方法では情報が届きにくくなっています

実施項目

①身近な場所で福祉情報が得られるようにつとめます

＊パンフレット、チラシの置き場所、配布方法を再検討します
（例えば、共同利用施設、公共施設、駅などに、福祉情報のパンフレット・一覧表などを設置します）

＊スーパー、コンビニ、医院等に協力を求め、福祉情報のパンフレット・一覧表などの設置をすすめます

②若い世代が関心を持てるような情報提供につとめます

＊ホームページやインターネットを活用し、福祉情報をわかりやすく提供するなど PR につとめます

＊地域福祉の情報発信基地である保健福祉総合センターを若い世代に知ってもらうため、若い世代向けのイベントを企画実施します

＊若い世代の中から「福祉情報サポーター(仮)」に就任してもらい、若い世代に関心を持ってもらえる情報発信についての企画を検討します

③地域福祉活動の情報を集約し、発信します

＊地域福祉の拠点である保健福祉総合センターにおいて、福祉に関わる様々な情報を収集し、まとめ、市民にわかりやすく発信します

＊概ね小学校区単位等で地域活動の情報を集約し、ホームページ・チラシ等で発信します

＊『生活支援体制整備事業』の『地域支え合い推進協議体』の活動を推進する中で、地域住民も参加しての社会資源リストや社会資源マップを作成し、地域毎の社会資源を見える化します

２．福祉の心を育む、福祉教育をすすめます

現状と課題

○団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年に向けて、人口構造の変化や認知症高齢者の増加、福祉人材確保の厳しさから、国の政策が、特に高齢者の自助による介護予防と住民同士の助け合いを重視する方向へと転換がはかられています

○アンケートの結果からは、地域福祉のために自分自身ができることとして「福祉への関心を持つ」が３割弱で一番多くなっており、福祉について知りたいという意欲を持っている人が多いことがわかります

○ヒアリングでは、特に、福祉専門機関・団体や当事者団体からは、住民自身が日頃から勉強し、自助力・共助力のある市民になってもらうことが、地域福祉の推進には欠かせないという声があがっていました

○学校での福祉教育については、「総合的な学習の時間」の一環としての福祉・ボランティア学習がすすめられています。社協ボランティアセンターでは、児童・生徒の気づきを重視した授業相談と講師・機材等の派遣で支援を行っており、市内の小学校・中学校では定着をしています。学校側との目的共有化、今後の当事者講師の後継者の発掘などに課題を抱えています

○福祉教育というと、学校での児童・生徒を対象にしたものという認識があり、地域への福祉教育は積極的に取り組まれていませんが、これからは地域も対象に福祉を学ぶ場を広げていく必要があります

○各地域活動団体が、課題に応じた研修会や学習会を企画実施していますが、内容の重複や日程の未調整、参加者の固定化などの課題があります

実施項目

①住民同士の助け合いの必要性についての理解をすすめます

＊「たすけられ上手」「たすけ上手」の考え方や具体例をわかりやすく地域に伝える出前講座等を企画します

＊身近な小学校区単位での福祉の学習会を、勤労者なども参加しやすいよう、日程や内容を工夫し開催します

＊地域での学習会・研修会などの啓発活動の後、実践活動につなげる受け皿や活動の場をつくります

＊親子での参加や、高齢者や障がい者など当事者の協力を得て、世代や分野を

超えての体験交流を企画します

＊福祉施設などの福祉事業所や当事者とも連携し、体験型の学習会になるようすすめます

＊地域活動団体間で地域の課題を共有し、協働して啓発活動をすすめます

②学校での福祉教育をすすめます

＊福祉教育が目指す、「共に学び、共に生きる」という理念を学校側と支援者側が共有できるよう、両者の話し合いの場を設けます

＊小学校低学年から高校生まで、段階的・系統的に福祉教育をすすめます

＊福祉教育をすすめるために、当事者を中心とした講師を養成します

＊地域に根差した学習となるよう、地区福祉委員会などの地域活動団体と学校とが連携して福祉教育をすすめます

＊地域に児童・生徒の活動・活躍の場をつくります

３．ボランティア・NPO の活動をすすめます

現状と課題

○社会福祉協議会では、昭和 50 年代からボランティアの育成に取り組んでおり、主に、手話や点訳などの福祉ボランティア講座を開催し、その受講修了者をボランティアグループに組織してきました

○平成元年からは、ボランティアセンターを設置し、総合的なボランティア育成と支援に取り組んできました。現在、個人・グループあわせて約 750 人の登録ボランティアを擁し、様々なボランティア派遣依頼に対応し、また、各種ボランティア講座やきっかけ講座を開催し、新たなボランティアの発掘も行っています

○登録ボランティアの年齢構成は大部分を 70 歳代以上が占めており、ボランティアセンターが高齢者の活躍できる場として機能するとともに、今後若い年齢層への働きかけが必要となっています

○近年では公的サービスや制度が充実し、これまでボランティアしか対応できなかったことも福祉サービスで対応できるようになる中、地域では今までにはなかった新しい生活課題への対応が求められていますが、担い手の育成が追い付かず、ボランティアセンターでは対応しにくくなっています

○センターと同様のボランティア・NPO の支援組織として「池田市公益活動促進協議会」が設置され、福祉分野以外にも幅広い分野の NPO・ボランティアの支援を行っています。活動内容が重なる部分がありますが、両者の連携はすすんでいません。地域の生活課題が多様化、複合化し、また担い手不足が深刻化している中で、今後、ボランティアセンターと公益活動促進協議会の緊密な連携が求められます

実施項目

①池田市ボランティアセンターの機能を高めます

＊ボランティア活動が身近に感じられ関心が持てるよう、また気軽に活動に参加してもらえるよう情報紙を発行し全戸配布を継続するとともに、ホームページにも随時情報を掲載します

＊ボランティアに関心のある人が、誰でもふらっと立ち寄りボランティアの事について相談できる、ボランティアカフェなどを企画します

＊登録ボランティア同士の横のつながりをつくるため、ボランティア交流会な

どを開催します

＊手話・点訳・要約筆記など技術ボランティア講座だけでなく、新たな地域課題に対応するための人材を育成する、新しいテーマのボランティア講座を開催します

＊若い住民がボランティアに関心をもってもらうよう、福祉施設等と連携し、ボランティア体験をすすめます

②ボランティアセンターと公益活動促進協議会などの他の中間支援組織との連携・協働をすすめます

＊ボランティアセンターと公益活動促進協議会等中間支援組織がお互いの活動内容を知り、課題を共有するために、定期的に連絡会議を開催します

＊協働することにより、高い効果が見込まれる事業・活動については、積極的に共催をすすめます

＊ボランティアセンター登録ボランティアと公益活動促進協議会などの他の中間支援組織に登録している団体同士の交流の場をつくります

４．新たな担い手の発掘をすすめます

現状と課題

○2025 年の若年人口の減少と、後期高齢者の増加に備え、特に高齢者の自助による介護予防と住民同士の助け合いを重視する方向へと国の施策の転換がはかられています。しかし、地域では 2025 年を待たずして、担い手不足が表面化しています

○アンケートでは、地域団体に所属するなど、福祉と何らかのかかわりがある人が 35%となっており、そのうち 65 歳以上の人が占める割合は、「町会・自治会、民生委員児童委員、地区福祉委員会などの地域活動団体」54%、「福祉に関する団体ＮＰＯボランティア等の活動」61%、「小地域ネットワーク活動に支援する側として参加している」78%と、高齢者が占める割合が高くなっています。地域活動団体やボランティア団体などは、高齢者がいきいきと活躍する場として重要な役割を果たしていることを示す一方で、後継者不足が深刻であることもわかります

○地域活動団体や当事者団体へのヒアリングでも、どの団体も例外なく会員の減少と役員・メンバーの高齢化・固定化、後継者不足に悩んでいることがわかりました

○一方特に若年層は、生活様式・生活時間帯・家族構成・経済状態・意識・価値観など多様化しており、既存の団体や一つの活動に縛られること、責任を負うことを避ける傾向があり、地域活動への参加が難しくなっています

○一方で、PTA などに一度関わったことのある地域住民の中には、その後も何か地域と関わっていたいという気持ちがあるが、適切な受け皿がなくそのままになっているという人もおり、そのような地域住民を巻き込む受け皿が必要となっています

実施項目

①地域活動に関心を持つきっかけをつくります

＊これまであまり地域に接点がなかった定年直後の男性などを対象に、地域デビュー講座（仮）などのきっかけとなる講座を開催します

＊福祉施設・福祉事業所などの協力によるボランティア体験をすすめます

＊地区福祉委員になるきっかけとして、活動をサポートする協力員・サポート委員（仮）など、活動の手伝いや会費徴収のみの活動からはじめられる

ようなしくみをつくります

②当事者の地域での活躍をすすめます

＊課題を抱えた当事者が集えるカフェなどの居場所づくりを行います

＊高齢者や障がい者が生きがいを持ち、いつまでも支える側で活躍してもらえるしくみをつくります。地域の世代間交流やサロンにおいて当事者が役割を持って参加できるようなプログラムを開発します

＊当事者にしかわからない悩みや課題に対し、当事者が、専門職への助言やピアカウンセリングを行えるしくみをつくります

③地域活動をけん引するリーダーを育成します

＊組織運営力、リーダーシップなどリーダーに必要な資質・技術を習得するリーダー養成研修を実施します

＊各団体・グループのリーダーが集まる交流会を開催し、リーダー同士の悩みを分かち合い、支えられる関係をつくります

④多様な地域活動の形態を提案します

＊既存の地域活動などに参加していない住民層へ働きかけるために、小地域での人材バンク制やボランティアポイント制[1]、有償の住民参加型在宅福祉サービス[2]など、新たな地域活動の形態を提案します

＊『生活支援体制整備事業』の『地域支え合い推進協議体』の活動をすすめていく中で、地域に必要であるが不足しているサービスが明らかになってきます。行政とも連携しながら、従来の福祉の枠組みにとらわれない、新たな人材確保も視野に入れた、地域生活課題の解決につながる新しい地域活動を企画します

１．ボランティアポイント制

一定年齢以上の高齢者が、介護支援等のボランティア活動を行うと、その実績に応じて市町村からポイント（交付金）がもらえるというもの。高齢者が社会に出て活動にうちこみ、生きがいを持つことにより、介護予防につながることが目的。現在、全国の約300 自治体で取り組まれている。

２．住民参加型在宅福祉サービス

制度やサービスの枠にとらわれず、地域住民がお互いに助け合い支え合いながら行う生活支援の活動。活動の継続を担保するために会員制と有償の仕組みをとっている。利用者にとっても費用を負担することで気兼ねなくサービスを受けることができる。社協では、平成 8 年から有償協力員派遣事業「にじの会」を立ち上げ、活動を行っている。

第４章　池田市地域福祉活動推進計画（i－プラン）の推進体制

１．計画の推進

地域福祉の推進には、行政や福祉関係機関・団体だけでなく、ボランティアや地域活動に関わる市民の方々、一般の市民、福祉以外の様々な専門機関・団体など地域生活に関わる多くの方々が、それぞれの役割を担いながら、連携・協働していくことが不可欠です。

（１）市民の役割

市民が無関心なままで地域福祉の実現はあり得ません。市民は近隣でのあいさつからはじまり、地域住民同士がつながり助け合える関係をつくっていくとともに、地域の生活課題を自分のこととして受け止め、解決に向けて自分にできることから取り組んでいくことが期待されています。

また、自助力・共助力のある市民となるために、地域の会合や研修会、ボランティア活動や地域活動に積極的に参加することが必要です。

（２）地域活動団体、ボランティア・NPO 団体の役割

地域のつながりづくり・助け合いの場として、地域住民に一番近いのが、自治会、友愛クラブ、子ども会などの地縁団体です。

また、地区福祉委員会や地域コミュニティ推進協議会、ボランティア団体やNPO 団体なども福祉やまちづくりなどテーマを掲げて活動をしていますが、やはり地域住民に近い団体です。これらの団体は、情報発信を積極的に行うとともに、地域住民が気軽に活動に参加できるような工夫が必要です。

さらに、地域課題を解決するために、それぞれの得意分野を持ち寄り、協働して地域課題に取り組むことが必要です。そのためにも団体間の交流と連携が求められています。

（３）福祉専門機関・団体、福祉施設・事業所の役割

福祉施設・事業所と福祉専門機関・団体は、地域住民の最も身近な社会資源です。それぞれの福祉施設・事業所や機関・団体が行う本業に加え、地域のニーズに対応した地域貢献の活動が求められています。

そのために、相談窓口を設けるなど住民ニーズの把握に努め、地域活動団体

等との連携・協働も必要になってきます。

（４）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進をミッションに掲げる組織として、計画推進の中心的役割を果たすことが求められています。市民、地域活動団体、ボランティア・NPO、福祉施設・事業所等と行政も含め、地域福祉推進の方向性共有の場を設け、各団体が計画実現に向けて連携・協働して具体的な取り組みをすすめていく道筋をつくる必要があります。

また、必要であるが不足しているサービスや仕組みを明らかにし、地域包括ケアシステム[1]構築を視野に入れた新たな活動を生み出していく必要があります。

２．計画の周知

すべての人が参加して福祉のまちづくりをすすめていくには、市民に地域福祉の方向性について共通認識を持ち、参加してもらうことが不可欠です。広報紙やホームページ等で地域福祉について積極的に周知していくとともに、地域福祉が生活全般に関わることから、行政や社協、関係機関・団体の内部においても、部署間で認識を共有し、連携して地域福祉推進の取り組みをすすめていきます。

１．地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい、医療、介護、予防、生活支援」が一体的に提供されるシステムのこと。

厚生労働省が推進しているものであるが、市町村が地域の特性に応じて、地域の自主性や主体性を基本に作り上げていくことが必要とされている。

３．計画の進行管理と評価

（１）推進委員会の設置

計画策定を担ってきた「第４次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会」を構成する組織・団体を踏襲した「第４次ｉ－プラン推進委員会」を新たに設置し、計画の進捗状況の確認と評価を定期的に行います。

（２）進行管理と評価

計画の進行管理と評価・改善を円滑に行うために、PDCA サイクル(下図)の中で継続して評価を行い、改善を加えながら計画実行を促進させます。

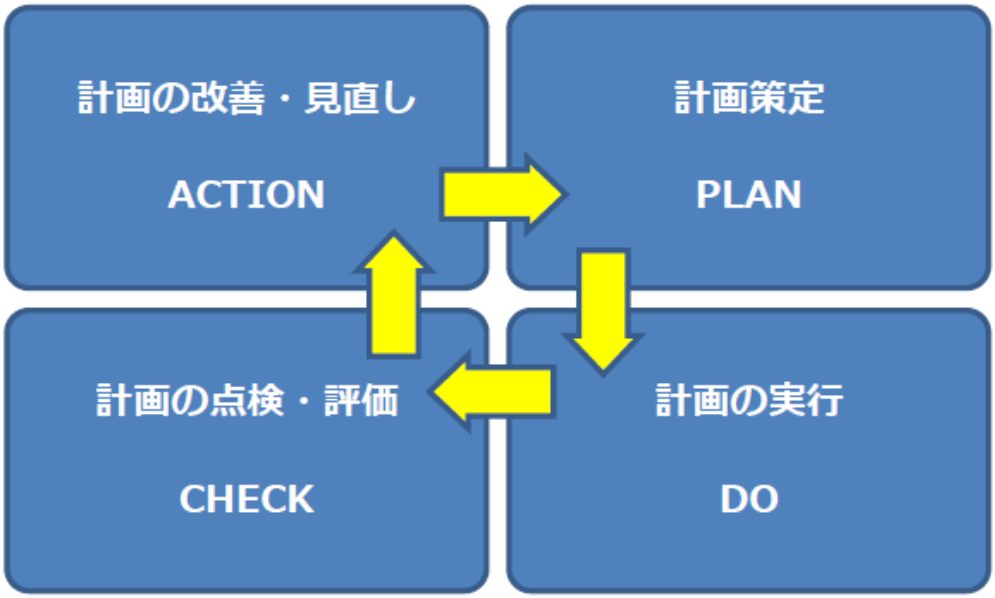

第５章　地区福祉活動計画

地区福祉委員会では、第３次池田市地域福祉活動推進計画（ｉ-プラン）策定時に、日々の活動の見直しと今後の取り組み方を検討し、ｉ-プランと同様に５カ年の「地区福祉活動計画」を地区ごとにまとめました。

そして各地区で活動計画に基づき取り組んできた各事業の達成度を確認するとともに、５年前と現在の地域の状況を比較することで現在の地域の課題を見出し、新たな活動方針を立てるために、前回と同様に各地区でワークショップを開催し、平成２９年度から３４年度の６年間の「地区福祉活動計画」をまとめました。

１．ワークショップの内容

１回目	①５年前に作った「地区福祉活動計画」の、事業ごとの達成度を確認する ②現在の地域のニーズ・課題を出し合う
２回目	①１回目に出し合った地域のニーズ・課題をもとに、今後６年間の重点目標を決める ②今後６年間の事業ごとの取り組み内容を決める ③今後６年間の地区の〝キャッチフレーズ“を決める

２．ワークショップ開催状況

地区名	１回目			２回目		
	開催日	会場	参加者	開催日	会場	参加者
秦野	8/24（水）	南畑会館	２８	11/11（水）	南畑会館	２５
北豊島	8/20（土）	豊島北会館	１３	10/29（土）	豊島北会館	１３
細河	10/7（金）	細河コミセン	6	12/9（金）	細河コミセン	7
石橋南	8/21（日）	石橋会館	１４	11/27（日）	石橋会館	１２
緑丘	8/28（土）	鉢塚会館	１０	10/22（土）	鉢塚会館	１５

呉服	8/25（木）	呉服会館	５８	10/27（木）	宇保会館	５１
				11/25（金）	宇保会館	５７
石橋	8/3（水）	井口堂北会館	２７	11/2（水）	井口堂北会館	２１
神田	8/20（土）	脇塚会館	３３	10/29（土）	脇塚会館	２９
五月丘	8/19（金）	五月丘会館	5	10/28（金）	五月丘会館	7
池田	8/26（金）	保健福祉総合ｾﾝﾀｰ	２３	11/15（火）	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	２３
伏尾台	8/10（水）	ハッピークラブ	5	10/19（水）	伏尾台第一ｺﾐｾﾝ	１３

３．各地区の活動計画

地区	キャッチフレーズ
秦野	「つながろう秦野の**わ**」
北豊島	「元気な声があふれる住みやすい町　北豊島」
細河	「自然豊かで　笑顔があふれるまち細河」
石橋南	「あいさつで　つながりあおう　石橋南」
緑丘	「助け合う　緑丘地区の和」
呉服	「笑顔で声かけ　見守りの町くれは」
石橋	「心つなげて　笑顔のまち」
神田	「元気いっぱい　ふれあいの神田」
五月丘	「思いやる心と笑顔の五月丘」
池田	「笑顔あふれる　深い絆の池田地区」
伏尾台	「助け合うまち　伏尾台」

秦野地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

つながろう秦野の**わ**

基　本　目　標

①多くの人に福祉活動への参加を呼びかける。
②世代間交流・幅広い世代のつながりを図る。
③特に若い世代へ活動参加を呼びかける。
④防災等について地区内他団体と協力する。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン ふれあいはたの わ多の会	３カ所 それぞれ 月１回	・男性の参加者を募集する。 ・参加者にもお手伝いをお願いする。
	ＧＡらくだクラブ	月１回	・本来の近場を歩く会として継続する。 ・遠出の魅力的な場所も企画する。 ・年２回、研修会を行う。
子育て	子育てサロン	月２回	・親子間の交流を更に深める。 ・年１回、ふれあいサロン部会と合同の交流会をもつ。
障がい児・者	障がい者（児）事業	年６回	・障がいの程度もいろいろあるので、年間を通して活動の内容もいろんな人に合うように取り組んでいく。
学校等	幼稚園・小学校・中学校との交流など	年１２回	・幼小中の行事に協力する。 ・工作の出前と伝承遊びを行う。

個別援助	見守り・声かけ・外出活動・買い物・簡単な家事援助	年 4,476 回	・各戸訪問を行う。
運営	組織・連携・広報	会議 年 127 回 広報 年 3 回	・多くの方に参加を呼び掛ける。 ・福祉委員を増やす。
調査研修	地域ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ講座	年 4 回	・講座は地域に役立つ企画を実施する。 例： －車椅子の使い方 －悪徳商法他の実例の講習会 －救急救命の講習会（ＡＥＤ他）等
その他	男性料理教室	2 ヵ月に 1 回	・口コミや掲示板を活用して、スタッフ・受講生の確保に努める。
	福祉のつどい 親睦バスツアー	各事業 2 年に 1 回	・いずれかを年 1 回、継続して開催する。

▲ふくしの集い（南畑会館）

北豊島地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

元気な声があふれる住みやすい町　北豊島

基　本　目　標

①若い人・男性の参加促進。
②地区福祉委員会の認知度を高める（ＰＲ）。
③地域（福祉委員・参加者・住民）が楽しさを共有することで、つながりをつくる。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあい喫茶 天神・北豊島 荘園・住吉	４カ所 それぞれ 月１回	・参加者・スタッフを増やしていく。 ・豊島南にも喫茶を作る。 ・男性が参加したいテーマを考える。
	配食	年４回	・年４回実施で継続。 ・配食するとき、賞味期限をきっちり伝える。
子育て	子育てサロン	月３回 （ふれあい喫茶との合同運動会 年１回）	・利用者が増えてきて場所が狭いが、現状で工夫して使用する。 ・合同運動会はふれあい喫茶の方の参加が少ないので、参加（声かけ）を促進する。
障がい児・者	北豊島小ひまわり学級との交流 （給食交流、クリスマス会）	年２回	・障がい児・者の保護者とのつながりを持つ。
個別援助	見守り・声かけ・買い物・簡単な家事援助	年 1,562 回	・こまめな訪問活動を心がける。 ・声かけを多くの人にする。

運営	組織・調査研修・連携・広報	総会・役員会・委員会 年 13 回 部会ごとの会議は随時 広報 年１回	・スタッフ同士の交流を図る。 ・「福祉きたてしま」は年 1 回の発行を継続。自治会に回覧する。 ・役員会・定例会・部会は今のまま継続。
調査研修			・施設見学を行う。
その他	男性料理教室（男菜亭）	２ヵ月に１回	・男性の参加者を増やす。 ・２ヵ月に１度の開催で、今後も継続。
	ふれあいコンサート	年２回	・好評なので、年２回で継続。
	北小フェスタ	年２回	・参加を続ける。
	バザー手作り準備の会	年１６回	・月１回手作りをし、バザーに備える。
	ひとり暮らし老人の会支援	随時	・年５回「いずみの会」の支援を続ける。

▲子育て・ふれあい合同運動会（スポーツセンター）

細河地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

自然豊かで　笑顔があふれるまち細河

基　本　目　標

①他団体と互いの活動を理解し合う機会を持つ（連合自治会・コミ協・消防団など）。
②福祉委員全体で、活動を広く浅く共有する。
③福祉委員の意識の向上を図る。
④ネットワーク委員との協力体制を強化する（何をしてもらうのか、あり方など）。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン 木部会館 バードヒルズ１・２・３号館	４カ所 それぞれ 月１回	・新しい人を発掘する。引きこもっている人を引っ張り出す。 ・福祉委員だけでなく、参加者からの口コミで呼びかける。 ・前日・当日にも声を掛ける。 ・来てもらうために、楽しいプラグラムを考える。 ・顔見知りになることで、男性の参加を促す。
	高齢者日帰りバスツアー	年１回	・引き続き実施するが、現地で歩く距離が長いなどの声があるので、内容を検討する。
	地区ふれあい昼食会	２カ所 年２回	・バスツアーに行けない人も、近隣での開催で参加できているので継続する。
子育て	子育てサロン 古江ホップ２ 古江ホップ３ ２カ所合同ｲﾍﾞﾝﾄ	２カ所 それぞれ 月１回	・ホップくんの出前保育実施への協力という形で、民生委員とともに継続していく。
障がい児・者	東山作業所支援 （葉刈り・草刈り、まつり）	年２回	・東山作業所への関わりは継続する。 ・障がいに関する理解を深めるため、話しを聞くことから始める。

学校	細郷小・中への支援	年６回	・学校から要請があれば協力していく。
個別援助			・計数化する方法を検討する。 ・ネットワーク委員と相談しながら、見守り体制を構築していく。
運営	組織・連携	会議 年６５回	・福祉委員が地区の取り組みを広く浅く共有できるよう周知していく。定例会のあり方も検討する。 ・実態に合わせて規約を改正する。 ・事務の分担を明確にする。
	広報	年４回	・引き続き各部会から原稿を出してもらう。
その他	男性料理教室	２ヵ月に １回	・場所が狭いので参加者を増やすのは困難だが、PR を継続していく。
	ひとり暮らし老人の会支援 （細河さつき会）	随時	・会員が減少しているので、入会の声掛けをしていく。 ・地域包括支援センターへ引き続き協力を依頼。 ・新年会・総会へは委員長が引き続き出席する。
	施設・地域行事への支援等 （ミニ喫茶、まつり支援など）	年２７回	・今までの関わりがあるところには引き続き協力していく。 ・グラウンドゴルフ大会は引き続き実施し、世代間の親睦を図る。

▲ふれあいサロン（木部会館）

石橋南地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

あいさつで　つながりあおう　石橋南

基　本　目　標

①次世代の担い手を発掘し、委員の若返りを図る。
②広報活動を充実させて、周辺の人を取り込む。
③委員が委員会活動の全体を理解し、組織内が横につながる。
④他団体との交流を深める。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン ときめき ゆうゆう会	２カ所 それぞれ 月２回	・新規の方をお誘いする。 ・地域包括支援センターの協力を得る。
	見舞い品配布 （８０歳以上、寝たきり高齢者）	年１回	・小地域ネットワークを活用し、継続する。
子育て	子育てサロン	月１回	・親子交流を活発にする。 ・年間行事を充実させる。 ・広報・PR をして、参加者を増やす。
障がい児・者	障がい者・児の支援 （保護者との懇談会、ボーリング、カレー作り、クリスマスプレゼントなど）	年５回	・料理等を通じて福祉委員との交流を図る。 ・他の部会の応援を求める。 ・行事を継続し、充実を図る。
学校	石橋南小への協力 （６年生とのふれあい給食、２年生昔遊びなど）	年１１回	・ふれあい給食・諸行事への参加協力は継続する。 ・ふれあい給食の高齢者の参加を増やす。

個別援助	見守り・声かけ	年 3,065 回	・声かけ・見守りを継続する。 ・ご近所の人に声かけをする。 ・地域の見守りの人を公開して（個人情報は漏らさずに）見守りを行う。
運営	組織・連携・広報	会議 年８３回 広報 年２回	・定期的に役員会・定例会を開催する。 ・各部会の活動報告・意見交換を行うことで、縦割りの壁を取り払う。
調査研修		年２回	・地域独特のニーズに関する研修を行う。
その他	男性料理教室	２ヵ月に １回	・地域の主婦に、料理の指導をお願いする。 ・地域行事へ積極的に協力する。
	地域事業への協力（歳末餅つき、春団治まつり、炊き出し訓練で豚汁調理）	年４回	・引き続き協力していく。
	ひとり暮らし老人の会支援（幸の会）	随時	・会の支援を継続する。 ・地区活動の紹介・PR をして、参加を促す。

▲子育てサロン（石橋会館）

緑丘地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

助け合う　緑丘地区の和

基　本　目　標

①若い地区福祉委員を増やす。
②地域住民の地区福祉委員会事業に対する理解を深めることで、社協会員を増やす。
③他団体と連携しながらの活動・話し合いの場を作っていく。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン 鉢塚会館 ｱﾙﾋﾞｽ緑丘集会所	２カ所 それぞれ 月１回	・PR・口コミにより、新しい方の参加を促す。 ・サロンへ来られなくなった人を電話などで見守る。 ・自治会と協力していく。
	高齢者食事会	年１回	・委員が少なくなったので食事は手作りから弁当に替え、汁物・デザートは手作り。 ・これまでどおりの運営（年齢・地域）を継続。 ・対象者の年齢を上げる。
子育て	子育てサロン	月１回	・若いスタッフを増やす。 ・サロンの内容について、参加者のお母さんたちと話し合う。 ・年に一度は専門職の方を呼び、育児相談等をしてもらう。
個別援助	見守り・声かけ	年２３７回	・地域の方とのコミュニケーションを取り合う。 ・福祉委員の見守りのエリアを決めて進める。

運営	組織・連携・広報	会議 年１２回 部会は随時 広報 年２回	・広報紙は年 2 回発行する。 ・定例会を月 1 回、役員会を年 2 回開催する。欠席した人に情報を届ける。
調査研修	地域ボランティア講座・研修会	年１回	・詐欺・認知症などをテーマにした講座を開催する。 ・研修は 2 年に 1 回開催する。
その他	男性料理教室	２ヵ月に１回	・これまでどおり、奇数月に開催。参加人数・献立・ポスター等も現状どおりで。
	イルミネーションコンサート （豚汁提供）	年１回	・みなさんに周知されて喜ばれているので、継続していく。 ・ＰＴＡにも協力を求めていく。
	ひとり暮らし老人の会の支援	随時	・社協会員募集時に声を掛けるなど「みどりの会」を PR する。

▲高齢者食事会（鉢塚会館）

呉服地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

笑顔で声かけ　見守りの町くれは

基　本　目　標

①高齢者食事会・配食の見直し。
②地区福祉委員会の活動を住民に理解してもらうよう、PR 活動に力を入れる。
③若い世代・男性の人材の確保。
④福祉委員の参加が無い空白地帯・マンションとのつながりをつくる。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン 呉服会館 姫室・室町会館	２カ所 それぞれ 月１回	・開催場所へ変更せず、引き続き開催（呉服会館、姫室・室町会館）。 ・参加者を増やすための声かけも、引き続き行う。掲示板等で PR。
	ひとり暮らしの方の昼食会	年２回	・対象者の基準を、地区内で統一する。75 歳以上のひとり暮らしの方を対象。 ・引き続き年２回で開催。 ・参加者に費用を一部負担してもらう。 ・2 回のうち 1 回は、お茶とお菓子での交流の場にする。
	配食	年１回	・継続的に取り組む。 ・今後対象者が増加するので、予算面・対象者の範囲等を検討する（価格を下げる、社協会員限定・対象年齢の引き上げなど）。
子育て	子育てサロン	月１回	・保育リーダーの後継者を増やす。 ・予算を増やす。 ・土曜日に開催し、保育所に預けている親も参加できるようにする。 ・季節ごとの行事は好評なので、今後も続けていく。 ・他地区からの参加も受け入れる。

障がい者・児	東山作業所支援 支援学級との交流	年１０回	・お菓子作り・みかん狩り等の楽しい行事を企画し、今後も継続。 ・お母さん同士の交流の場を提供していく。 ・東山作業所への関わり方を検討していく。
学校	呉服小児童下校の見守り	月～金曜日	・引き続き毎週各地区担当曜日・場所において実施する。
個別援助	見守り・声かけ、外出介助、簡単な家事援助、配食	年 5,810 回	・高齢者の見守り・声かけ・配食等を引き続き実施。 ・高齢者宅の外灯・洗濯物・新聞等、きめ細かく見回りをする。
運営	組織・連携・広報	会議 年 53 回 広報 年 3 回	・男性の福祉委員を増やす。 ・後継者を育成する。 ・地区福祉委員会の活動を PR する。 ・ゴキブリ団子作成は引き続き取り組む。
調査研修	地域ボランティア講座	年 3 回	・住民対象の「健康のつどい」等を、引き続き開催。
その他	男性料理教室	休止中	・料理教室として 3 年間開催したが、マスターしたので終了。男性の参加がある行事へ変える。 ・参加者が多くなれば再開する。
	自治会・町会単位のふれあい活動	自治会ごとに 年 10 回	・好評なので、引き続き各自治会・町会で実施する。
	夜間パトロール	年 3 回	・環境部会だけでなく、年 1 回は福祉委員全体で協力する。
	世代間交流	年 1 回	・「ふれあいの集い」を、引き続き年 1 回開催。
	ひとり暮らし老人の会支援	随時	・月 1 回、総務部会の 2 名でお手伝いを継続。もしくは「しののめ会」を廃止し「ふれあいサロン部会」への吸収を検討する。

▲ふれあいサロン（呉服会館）

石橋地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

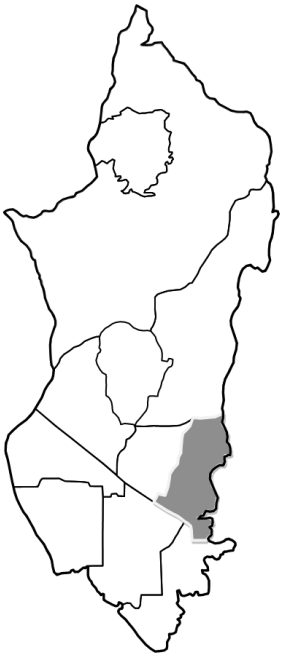

キャッチフレーズ

心つなげて　笑顔のまち

基　本　目　標

①若い世代・男性の担い手・会員を増やす。
②世代間交流を通して、活動を知ってもらう。
③掲示板等も活用したＰＲを行う。
④他団体との連携をすすめる。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン	月１回	・本当に参加してほしい高齢者の存在を知る。 ・将来的には２カ所で開催する（旭丘・井口堂）。 ・参加者の声を聞いて企画する。
	ふれあいティーサロン 井口堂・旭丘・石橋	３カ所 それぞれ 月１回	・若い世代・男性が参加しやすい雰囲気づくりに取り組む。 ・会館に限らず屋外も利用する。 ・時間等は、随時検討しながらすすめる。
子育て	子育てサロン	月２回	・リーダーを複数養成する。 ・月２回の開催は継続する。
障がい児・者			・研修会を通して理解を深める。
個別援助	見守り・声かけ、外出介助、買い物、簡単な援助	年 3,692 回	・対象者の掘り起しをしていく。 ・「愛の一声運動（水と飴を持参）」を継続。

運営	組織・調査研修・連携・広報	会議 年３０回 広報 年１回	・役員の後継者を育成する。 ・地域内施設と連携していく。 ・民生委員児童委員とは、引き続き年１回合同委員会を開催。高齢者安否確認などで連携し合う。 ・広報紙はカラー刷り・年１回の発行（２月）を継続する。
調査研修		年１回	・管内・管外研修は適時実施する。
その他	男性料理教室	２ヵ月に １回	・基本料理を重点に開催。 ・リーダー・後継者を育てていく。 ・２ヵ月に１回の開催は継続する。
	ベルマーク整理		・月１回の実施を継続する。
	清掃活動	年１０回	・地域ボランティアを呼び掛ける。
	その他		・地区内の各種団体の行事に、積極的に参加する。

▲ふれあいティーサロン（石橋北会館）

神田地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

元気いっぱい　ふれあいの神田

基　本　目　標

①地区福祉委員会の活動を地域全体に知ってもらえるよう、積極的にＰＲする。
②高齢者の居場所づくり（ふれあいサロン等事業の見直し）。
③子どもの見守り・交流の場づくり。
④他団体との連携をすすめる（自治会・コミュニティ推進協議会など）。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン（水曜会）	週１回	・参加者は女性が中心なので、男性が参加しやすい内容も取り入れる（囲碁・将棋・卓球など）。 ・地域包括支援センターの協力をお願いする。 ・ラジオ体操などを継続する。 ・健康を保つため「歩こう会」を実施する。
	いきいき昼食会（７０歳以上ひとり暮らし対象）	年１回	・イベントは継続していく。 ・子ども会の子どもには出し物だけでなく、最初から高齢者の中に入って交流してもらう。 ・準備のための男性スタッフを増やす。
子育て	子育てサロン（親子サークル）	月２回	・現在は早苗の森会館のみでの開催で遠くの人は参加しにくいので、２カ所目の開催を検討。 ・参加者増加につながる PR の実施、内容を検討する。 ・スタッフが高齢化しているため、若者を増やす。
障がい児・者			・学校と相談して、支援学級と交流できるようにする。 ・まずは勉強会から始める。

個別援助	見守り・声かけ、配食	年 1,001 回	・民生委員と連携する。 ・勉強会を開催する。 ・子ども食堂の開設をめざす。
運営	組織・調査研修・連携・広報	会議 年 14 回 広報 年 2 回	・福祉委員を増やすための PR をする。事業ごとでの地域ボランティアを募集する。 ・リーダー会を含め、組織を見直す。 ・広報活動をもっと広く行う。
調査研修			・福祉委員の意識向上を図るための研修を実施する。 ・他地区への調査・研修を行う。
その他	わいわいまつり	年 1 回	・後々の福祉委員を育てるため、フリーマーケットに参加してもらえるように、ご近所の若い方等に声かけをする。 ・他団体へ模擬店の出店を働きかける。 ・掲示板等で PR する。 ・子どもたちの遊べるコーナーを設置する（竹馬・昔遊びなど）。
	いらっしゃ～い	4 カ所 年 8 回	・福祉委員の意識向上を図るための研修を実施する。 ・福祉委員を増やすための PR をする。事業ごとでの地域ボランティアを募集する。 ・他地区への調査・研修を行う。 ・リーダー会を含め、組織を見直す。 ・広報活動をもっと広く行う。

▲いきいき昼食会（神田小学校）

五月丘地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

思いやる心と笑顔の五月丘

基　本　目　標

①事業を幅広く行うために、スタッフを確保する。
②高齢者だけではなく、それぞれの世代のニーズに応える取り組みを検討する。
③サロンなどで対象者・スタッフそれぞれが役割を持つことができるようにする。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン	月１回	・掲示板にチラシを貼る（マンションも）。 ・年度計画を立てる。 ・上池田会館は活用しない。五月丘会館で一本化。 ・スタッフの特技を生かせる場にする。
子育て		サロンは休止中	・親を対象とした講演会（セミナー）を実施してみる。その間子どもを預かる。
障がい児・者			・年に何回か、親子で一緒に出掛ける。 ・障がい者の親との懇談会で話を聞く。 ・くすのき学園で研修させてもらう。
学校	世代間交流	年１回	・五月丘小での昔遊びは引き続き継続する。
	巡視ボランティア	平日	・PTA が見守りポイントに立っているので、地区福祉委員は後方で支援する。

個別援助			・ふれあいサロン参加者が来ていないときに訪問する。
運営	組織・連携・広報	定例会 月１回	・広報紙は年１回発行、全戸配布。 ・事業は少しずつ始めていく。その中で役割分担を検討。
調査研修			・他地区への調査・研修を行う。 ・アンケートを実施し、事業に反映させる。
その他	体操教室	週１回	・毎週月曜日、講師が可能な限り実施する（毎回１２人ぐらい）。 ・参加者に社協会員への入会をお願いする。

※五月丘地区は平成２７年５月から１２月まで休会。

▲ふれあいサロン（五月丘会館）

池田地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

笑顔あふれる　深い絆の池田地区

基　本　目　標

①後継者（若い人）の育成。
②地区福祉委員会への参加促進（働きかけ・ＰＲ）。
③学校（ＰＴＡ）との交流・世代間交流の促進。
④他団体との協力・連携。
⑤地区福祉委員会・部会の活動目的の確認・見直し。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン 第一会場 第二会場	２会場 それぞれ 月１回	・対象者に「あんしんカード」の携帯を促進する。 ・対象者からアンケート等で希望を聞き、新しいプログラムを取り入れる。 ・対象者に得意なことで先生になってもらう。 ・春と秋は屋外で開催。
	いっ福サロン	月１回	・住んでいる地区に関係なく、誰でも参加できるサロンにする。 ・カラオケが好評だったので、今後みんなで出かけることも取り入れる。 ・２カ所目のサロンを検討する。
	昼食交流会 ・ふるさとクラブ懇親会 ・高齢者のつどい	２会場 年４回	・参加者の感想をアンケート等で聞き、内容を考える。 ・「高齢者のつどい」の第一会場は対象者と世話人で 100 人を超えるので、80 歳以上の高齢者は「ふるさとクラブ懇親会」のみに参加してもらう。 ・時間が長いと身体が辛いなどの声があるので、開催時間を検討する。
	寝たきり独居老人見舞い品	年１回	・現在１名だけだが、引き続き実施。

子育て	子育てサロン	月１回	・対象者を掘り起こす。 ・遊びながら子どもが学べる内容、「また来たい」と思われるサロンを実施。 ・母親のためになる講演などを開催する。 ・ポスターでの PR で講師（専門職等）等を明示する。
障がい児・者	施設の支援・交流など	年２５回	・地域の障がい者との交流を図る。 ・施設では作業を手伝うだけでなく、もっと障がい者と交流を持つように考える。 ・「ほっこりひろば」に参加し、交流を図る。 ・学校内での障がい児のヘルプが必要であれば、お手伝いする。
学校	池小登校時の子どもの見守り	年 191 回	・後継者を育成する。
個別援助	見守り・声かけ、外出介助、買い物、簡単な家事援助、配食	随時 11,171 回	・対象者の掘り起し方法を検討する。 ・ご近所のひとり暮らしの方に援助してほしい希望を聞き、お手伝いする。
運営	組織・連携・広報	会議 年 12 回 部会 随時	・行事予定を全福祉委員に配布。 ・本人の希望に沿った部会へ参加できるようにする。 ・定例会・役員会は引き続き定期的に開催。 ・各町会と地区福祉委員会とが、情報交換できる場を作る。
その他	地域内清掃	年３回	・引き続き年２回、子ども会・町会・老人会との合同で取り組む。
	ひとり暮らし老人の会支援	随時	・引き続き、平成会を支援。

▲いっ福サロン（関関カラーズ）

伏尾台地区福祉活動計画

（平成２９年度～３４年度）

キャッチフレーズ

助け合うまち　伏尾台

基　本　目　標

①「予防」の活動にさらに取り組む。
②住民のつながりを広げていく・増やしていく。
③他の地域団体との連携を進める（問題を共有し、一緒に解決するなど）。

６年間の取り組み

	活動名	現状	取り組み
高齢者	ふれあいサロン	週３回	・新しいボランティアの勧誘を続ける（若いボランティア等）。 ・１日体験ボランティア（親子・子ども）。
	しゃべり場ティーサロン	月２回	・場所を増やしていく。第２コミセン・ビューハイツ集会室・Ａ団地など。
子育て	子育てサロン	月２回	・後継者（若い）ボランティアに引き継ぐ。 ・人と関わることが苦手な親子も参加しやすいように、できるだけ工夫していく。
障がい児・者	パンダの会 （障がい者との料理教室）	年３回	・親子での参加を勧める。 ・個別の声かけ、登下校の見守り時の声かけを継続する。
学校	ほそごう学園への協力	年１回	・協力の依頼があれば続ける。学校の要望を聞いていく。
個別援助	個別援助活動（見守り・声かけ、外出介助、簡単な家事援助、配食）	年5,313回	・各自治会の班長会に出て理解を得られるよう働きかけ、見守りの援助をさせてもらっていることをアピールする。 ・民生委員・自主防災会・地区福祉委員会で情報の共有の機会を作っていく。 ・地域団体が別々に見守りをしているので、要援護者の共有化をする。 ・あいさつ運動を広げる。
運営	組織	会議 年８１回	・若い後継者を確保する。 ・定例会を２ヵ月に１回開催する。部会ごとの活動を継続する。 ・会計は任期を決めて交代する。 ・事務局体制を整備する。

運営	広報	年２回	・年２回発行を継続する。全戸配布。 ・掲示板の張り出しを継続する。
	連携		・東山作業所・ほそごう学園・古江台ホール・スマイルファクトリー・三恵園グループホーム・ハッピークラブデイサービスの支援は、今後も継続する。 ・自治会・自主防災会・コミ協との連携を広げていく。
調査研修	地域ボランティア講座	年２回	・年１回の開催を継続する。 ・年１回に限らず、年２回以上でもやっていく。 ・ほそごう学園と共同で開催する。 ・青パトで宣戦していく。
その他	男性料理教室 （男性料理･男性チャレンジ料理･子育てサロン参加者への料理提供）	年１９回	・料理教室・チャレンジ料理は月に１回、子育てサロン参加者への料理提供は年１回の活動をそれぞれ継続する。 ・10 名前後の受入で継続していく。 ・ボランティアを増やす。 ・同じ人だけでなく、いろんな方に担い手になってもらう。
	カーボランティア	随時	・需要が増えているので、運転するボランティアを増やす。
	ワンコインサービス	随時	・ボランティアを募集し、増やす。
	車椅子貸し出し	随時	・虹の部屋・ハッピークラブにある車椅子の貸し出しを継続する。
	ひとり暮らし老人の会支援（マシュマロの会）	随時	・男性の入会を進める。声かけをしていく。 ・民生委員にも声掛けをしていく。
	清拭布づくり	年１１回	・虹の部屋での月１回の活動を継続する。
	夏祭り（出店）	年１回	・引き続き地域の活動を盛り上げる。
	フリーマーケット･古本市	年２回	・小中高生の発表の場とする。 ・やめないでという声があったので、今までどおり継続する。 ・本来の目標であるリサイクルを進めるために、出店数を増やしていく。また若い世代（小学生以外、中・高・社会人）が出店・利用してもらえるようにする。 ・さらなる PR 活動を模索する。
	花の会	随時	・幼稚園・池田北高・障がい者施設・地域が花でつながりを作る。活動を継続する。
	伏尾台の美化		・回覧・掲示板で一斉に掃除する日を呼び掛ける。

▲チャレンジ！料理教室（伏尾台第一コミセン）

参　考　資　料

○第４次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会

○第４次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会　委員名簿

○第４次池田市地域福祉活動推進計画策定経過

○ヒアリングの開催状況と内容

社会福祉法人　池田市社会福祉協議会
第４次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会設置要綱

（目　的）

第１条　　社会福祉法人池田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域住民や福祉関係者等とともに、地域福祉活動を充実・発展させるための計画である第４次池田市地域福祉活動推進計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に、第４次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　　委員会は、計画策定に必要な調査・研究・審議を行い、地域福祉活動を充実・発展させるための視点にたった計画を策定し、その結果を社協会長に提言するものとする。

（委員会の構成）

第３条　　この委員会委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

（１）地区福祉委員長会
（２）民生委員児童委員協議会
（３）当事者組織
（４）ボランティア・ＮＰＯ団体
（５）社会福祉施設連絡会
（６）行政関係者
（７）社協理事

（委員長及び副委員長）

第４条　　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（任　期）

第５条　　委員の任期は，第４次池田市地域福祉活動推進計画が策定されるまでとする。

２　補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　委員会は必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）
第７条　　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見または説明を聴取することができる。

（作業部会の設置）
第８条　　委員会が必要とするときには、作業部会を設置することができる。

（事務局）
第９条　　委員会の事務局は、社協地域福祉課に置く。

（その他）
第１０条　この要綱で定めるもののほか必要な事項は、社協会長の意見を参考に委　員会において定める。

附　則　　この要綱は、平成２８年５月１８日から施行する。

第４次池田市地域福祉活動推進計画策定委員会　委員名簿

	氏　　名	所属および役職
委員長	松　本　　眞	神田地区福祉委員会　委員長
副委員長	下　芝　　初　美	池田市社会福祉協議会　副会長
	和　佐　　義　顯	池田市民生委員児童委員協議会　会長
	竹　内　　詔　夫	池田市ボランティア連絡会　会長
	島　　孝　香	池田市障害者団体連合会　副会長
	坂　本　　勝	池田市友愛クラブ連合会　副会長
	平　井　　和　美	池田市公益活動促進協議会　副会長
	永　棟　　真　子	池田市社会福祉施設連絡会　副会長
	西　山　　真	池田市福祉部　高齢・福祉総務課長
	藤　井　　彰　三	池田市子ども・健康部 子ども・健康部次長兼子育て支援課長
	戒　能　　千　恵	池田市教育委員会教育部 教育センター 指導員
	阪　上　　君　代	石橋地区福祉委員会　委員長
	藤　田　　祥　子	池田市社会福祉協議会　理事

第４次池田市地域福祉活動推進計画策定経過

開催日	会議名	内　容	出席者
H28 年 5 月 13 日	事務局打ち合わせ①	・計画策定方針確認 ・計画策定スケジュール	職員：3 人
5 月 26 日	事務局打ち合わせ②	・策定委員選出について ・ヒアリング・ワークショップの内容検討	職員：3 人
6 月 22 日	事務局打ち合わせ③	・策定委員会の内容検討 ・ヒアリング・ワークショップの内容検討	職員：3 人
6 月 28 日	第 1 回策定委員会	・正副委員長の選出 ・計画策定の方向性について	委員：12 人 職員：5 人 ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ：2 人
7 月 19 日	市計画事務局との連携会議①	・ｱﾝｹｰﾄの内容について ・ﾋｱﾘﾝｸﾞ・ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟについて	市職員：2 人 職員：3 人 ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ：1 人
7 月 28 日	事務局打ち合わせ④	・ワークショップの内容検討	職員：3 人
9 月 1 日	市計画事務局との連携会議②	・アンケートの結果について	市職員：2 人 職員：3 人 ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ：1 人
10 月 4 日	第 2 回策定委員会	・ヒアリング・ワークショップについて ・地域の課題について	委員：11 人 職員：5 人 ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ：2 人
10 月 11 日	市計画事務局との連携会議③	・アンケートの結果について ・市計画素案について	市職員：2 人 職員：3 人 ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ：1 人
10 月 17 日	事務局打ち合わせ⑤	・ワークショップの内容検討	職員：3 人
11 月 28 日	市計画事務局との連携会議④	・市計画素案について	市職員：2 人 職員：3 人 ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ：1 人
12 月 13 日	第 3 回策定委員会	・ヒアリング・ワークショップの経過報告 ・計画の骨子について	委員：11 人 職員：5 人 ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ：2 人
H29 年 1 月 30 日	第 4 回策定委員会	・計画の素案について	委員：13 人 職員：5 人 ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ：2 人
3 月 17 日	第 5 回策定委員会	・計画案について	委員：12 人 職員：5 人 ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ：1 人

ヒアリングの開催状況と内容

第 4 次 i-プランの策定時に、地域活動を実践している当事者組織や地縁団体などの地域活動団体（8 団体）と、相談を受けている多様な専門職が所属する関係機関・団体（7 団体）に協力していただき、各団体 60 分程度のヒアリングを行った。事前に内容を伝え、各団体の活動状況や課題、今後の取り組みなどについてヒアリングを 1 回ずつ行い、計画にその内容を盛り込んだ。

１．活動団体ヒアリング（抜粋）

※日時はヒアリング実施日時、人数はその時の出席者数

（ヒアリング内容）

①問題解決できず困っていること
②制度の狭間
③災害時の備え
④行政や社協に期待すること
⑤自分たち以外の他団体、一般住民に期待すること
⑥今後の取り組み
⑦自分たちでできること″

身体不自由児（者）父母の会　9/14（水）11：00～ 5 人

・会員減少が続いている。会の啓発や要望活動もしたいが、子どもを置いて出かける余裕がない
・医療的ケアが必要など重度の障がい者の受け入れ先が少ない。
・幼少期から活用できるリハビリ施設がない
・福祉避難所ができればよいが、実際は自宅避難をせざるを得ないと思われる。災害時には要援護者名簿を基に救援物資などを運んできてもらうような仕組みづくりをお願いしたい。
・日中活動の場と通所施設を増やしてもらいたい
・会の普及とともに障がい者の理解、偏見をなくす活動をしていきたい
・散歩のついでのように、いつでも誰でもフラッと立ち寄れる場所を作っていきたい
・他市で行われているように、市障連の他団体と一緒に PR、啓発活動をしていきたい

ザ・ライオンズ池田自治会　9/14（水）19：00～7 人

・あくまで任意組織。マンション内で誰が住んでいるのかわからない。社会的弱者の方がいるのかもわかっていない

・自主防災組織を結成したが、「自主」ではなく、みんなでとの想いで発展的に解消し、管理組合として防災訓練に取り組んでいる
・共働き家庭も多く、帰宅時間も遅い。その間子どもだけで過ごす時間が長いので、居場所作りをしてもらいたい
・受け身ではなく、積極的に地域に出向き事業を展開してもらいたい
・若い世代へのサービスが少ない。高齢者に片寄っている。税金を公平に活用してもらいたい
・基本的に自己完結するようにしている
・仲良く楽しみながら横のつながりを作っていきたい
・利己主義の方も多く、自治会・老人会などへの理解が乏しいので、PR をしながら理解者を増やして行きたい

手をつなぐ親の会　9/15（木）10：00～ 11 人

・会員減少気味。会員になっても働いている人が多く、日中の活動ができない
・会員の高齢化
・最近の障がい施策が発達障がいに特化している。特に地域の教育現場では顕著。やむを得ず支援学校を選択する方も増えている
・子どもの特性に応じた社会資源が少ない
・特性を考えると避難所で一般の方と一緒の空間にいることは困難。自分で何とかしないといけないと考えている
・災害時には合理的配慮のもと、議論を積み上げてもらいたい
・行政と社協が歩調を合わせて進めてほしい
・地域にはいろいろな人が住んでいることを知ってもらいたい
・ヘルプカードを普及していきたい
・PR 活動は必要と感じているが手一杯。原点に帰って取り組み活動を考えたい

精神障害者家族会「てしま会」　9/17（土）15：00～　6 人

・会につながっていない方の生活が心配である
・会員の高齢化
・親亡き後の生活場所がない
・作業所など日中活動ができる場所を市内に点在して作ってもらいたい
・一時に比べるとマシになっているが、今なお偏見や差別、弾圧がある。理解をしてもらいたい
・啓発用パンフレットを作り直したい
・就労の場づくりを兼ねて、障がい者が働き、障がい者がフラッと立ち寄れるような喫茶店などの場を作りたい
・市障連の他団体と一緒に啓発活動をしていきたい

身体障害者福祉会　10/11(火）18：30～　7人

・会員が高齢化し、減少している。
・外見で障がい者と分からない方は、認知されにくく会への勧誘も難しい
・通訳者は個人でしか派遣してもらえない。団体からの依頼でも来てもらいたい
・会加入していない方の実態が分からず、社会から孤立している人もいるはず
・地域の自主防災組織などに自分の存在を知らせるように言っている
・予算により通訳やヘルパーの派遣時間が減らされる。社協も事業所として市に対し、予算要望をしてもらいたい
・障がい者の気持ちを理解してもらいたい。まだ理解が浸透していない
・友愛連と一緒に市内商店の理解を得て、会員になった割引特典が受けられないか交渉していく
・各イベントを通じて会の啓発をしていきたい

市立学校園 PTA 協議会母親部会　10/18（火）10：00～　4人

・役員のなり手が少なくなっている
・1 子 1 回の役員就任を依頼しているが強制ではない
・大人にとっても居場所は大切。PTA が居場所になれば、孤立することがなくなる
・地域の方と懇談する場を設定してもらいたい
・脈々と引き継がれてきた組織。如何に多くの人に理解してもらい、参加してもらえるか。そこから地域や学校の活動を知っていってもらいたい
・母親部会で情報共有しながら、PTA 活動の楽しさを次の方に伝えていき、支えていく
・OB になっても学校に関わることができるようにしていきたい
・負担がなくはない。ただ、それを越える充実感があるからこそ楽しいと思える。PTA 活動の良さを多くの人に伝えていきたい

上池田２丁目自治会　11/5（土）14：00～ 4人

・自治会を支えてくれる若い世代が少ない。加入世帯は高齢化している。また、空き家も増えている
・行政区割変更で、分割されたり、小さい地域同士が寄せ集められた地域で、交流の機会が少ない
・防災会があり、加入全世帯の要介護状態などの家庭事情を把握している。ただ、その情報を基にした訓練は未実施
・交流の機会がない地域であるが孤立死は避けたい。民生委員や福祉委員に任せっきりになっている
・自治会役員になりたがらない。そんなに大変なことではないので関心を持って活動に参加してもらいたい
・形としてはできている防災会の内容をキーワードに地域がつながれるように活動していく

・防災会活動をきっかけにつながりづくりを働きかけたい

栄町町内会　11/17（木）19：30～ 11 人

・加入世帯が高齢化し、町内会としての事業がほとんど行われていない
・新規加入世帯もなく、空き家も増えている
・会費の徴収だけで町内会に加入するメリットがない
・自治会長が全加入世帯の連絡先などを把握しているだけで、何も実施していない
・マンション住民との交流がない。条例改正し、町内会に入ってもらう仕組みを考えてもらいたい
・老人会を作ってほしいが、自ら役員になってやろうとは思わない。誰かが再開してくれるなら自分も加入する
・町内会が衰退してきているのは時代の流れ。あえて、地縁組織を再結成しなくてもよいが、子どもの日などにお菓子などを配布し、ゆるいつながりが広がればよい
・防災をきっかけにまとまればよい。繰越金はその時の目的のために残している

2. 相談機関・団体ヒアリング（抜粋）

※日時はヒアリング実施日時、人数はその時の出席者数

（ヒアリング内容）

①制度の狭間
②活動するうえで困っていること
③自分たち以外の他団体、一般住民に期待すること、お願いしたいこと
④社協に期待すること
⑤今後各自取り組んでいくこと
⑥協働できること

伏尾包括支援センター　7/19（金）13：30～　4 人

・問題を抱えている65才未満の同居家族への関わりと福祉サービスの制限
・65才以上であれば軽微な内容でも包括が担当というようになっている
・サービス利用を拒否する方
・本人の意思確認が困難で、キーパーソンが高齢や遠方などで連携が取りにくい
・生涯学習として日頃から介護保険制度などを自分のこととして学習しておいてもらいたい。自助力のある市民になってもらいたい
・何もないときでも各機関が少しずつでも関わっておいてほしい

・緊急対応が必要でない方に対する傾聴ボランティアなどのような話を聞いてくれる人を養成してほしい
・親族が近くにいない、疎遠といった高齢者の後ろ盾となるような関わりをしてもらいたい
・65才以上の方に情報は今まで通りしっかり取得していき、ケースが動いたときに迅速に対応できるように準備をしておきたい
・福祉委員らが見守り活動を行なっているが、何かあったときの支援・相談

子育て支援拠点「わたぼうし」　7/22（金）16：00～　2人

・心にストレスを抱えたお母さんが増えており、そのサポートと支援
・支援が必要と思うがわたぼうしに来なくなってしまったお母さんへの支援
・情報過多のため、思い通りに子育てができないことをストレスと感じている
・専業主婦のお母さんの居場所や社会的な仕組みでその存在を認めてほしい
・年配の方から声かけしてもらうとお母さんも受け入れてもらえている感じがある
・お母さん同士が孤立しないように気の合う人を探し出してもらいたい
・子育てサロン活動を継続して実施してもらい、お母さんたちの交流場所として続けてもらいたい
・環境を整えれば子どもの育ちもよい。そのためにもお母さんを精神的に落ち着かせるように関わりたい
・とにかく孤立させない、1人にさせない
・自主サークルや子育てサロンなどの集まりの企画の中で一緒に関わっていきたい

人権協会　7/29（金）　10：00～ 2人

・民民トラブルの相談が多い
・他の相談機関にいっても解決できないような相談が多い
・人間関係の構築が困難な精神疾患の方の相談が多くなってきている
・人との関わりなしで生活していけない。自分さえよいということでなく、みんなが住みやすい世の中にしていく視点で生活をしてもらいたい
・相談という形式に捉われず、普段の何気ない会話の中から困っていることを察知していきたい
・孤立しないためにもセンターを交流の場として、イベントや催し物を企画していく
・市域全体を担当し、人権問題に留まらず様々な相談が多いため、それぞれの専門機関と協働をしていきたい

国際交流センター　9/1（木）　13：00～ 3人

・外国にルーツがあっても、日本国籍を取得した方の把握ができない
・被災時の外国人に対する対応が十分でない
・活動内容が周知されていない

・外国人とつながるきっかけが少ない
・外国人も居住している実態を知っておいてほしい
・日本語Ｖ友の会には引き続き協力をお願いしたい
・社会的孤立する方がないように、周知の面で地区福祉委員会の方に協力していただきたい
・まだ立ち上げたばかり。一つひとつの事業を充実していきたい

障がい者相談支援機関(3 機関合同)　9/16（金）　11：30～ 3 人

（基幹相談支援センター「あおぞら」、福祉相談「くすのき」、地域生活センター咲笑」）
・医療的ケアなど専門職を必要とする重度の身障者が活用できるサービス量が少ない。
・柔軟に対応できる制度がほしい
・対象者の人数が多く、先行きを見通した計画相談ができていない。
・通所施設などを利用しなくなった方に対する追跡調査ができていない
・基幹型の相談事業所を運営してもらいたい
・日常生活自立支援事業の充実・拡大
・いつでも気兼ねなく、ふらっと立ち寄れるような雰囲気の場を作っていきたい
・市障連などと一緒に障がい者施策の充実などを求めていくこと

第４次池田市地域福祉活動推進計画（ｉ－プラン）

平成２９年３月

社会福祉法人　池田市社会福祉協議会
〒563-0025　池田市城南３－１－４０
池田市保健福祉総合センター内
TEL　072-751-0421　　FAX　072-753-3444
ホームページ　http://www.i-shakyo.or.jp